

# フィリピン

フィリピン共和国

面 積 30万km<sup>2</sup>

人 口 5870万人（1988年央推計）

首 都 マニラ首都圏

言 語 ピリピノ語（通称タガログ語、ほかに公用語として英語）

宗 教 ローマ・カトリック教（ほかにフィリピン独立教会、イスラム教、プロテスチント）

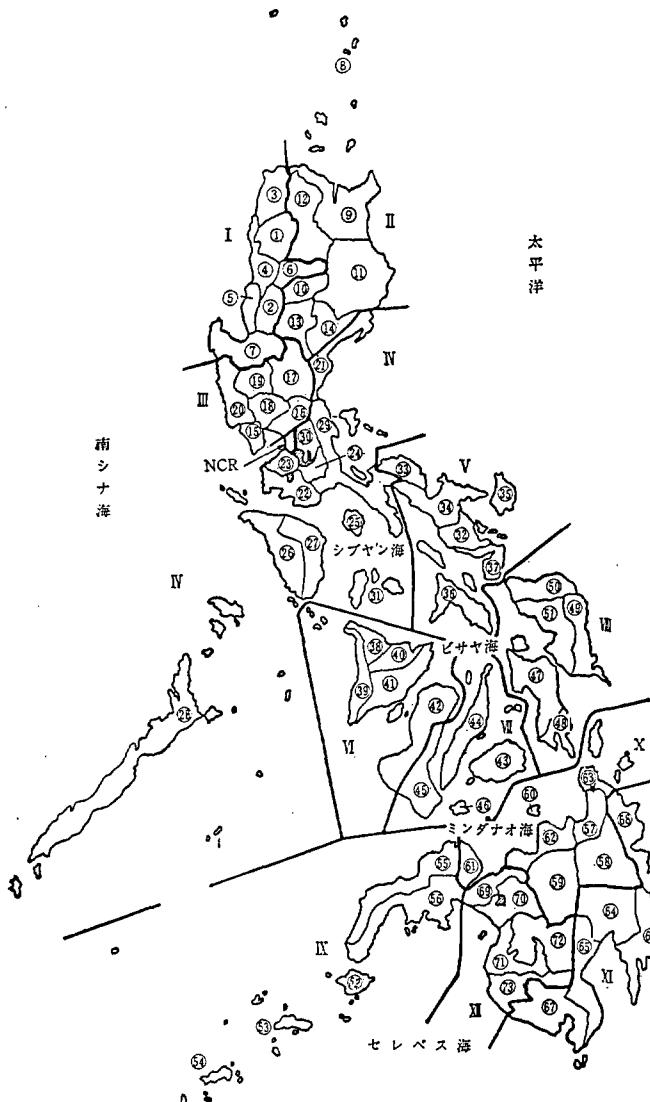
政 体 共和制

元 首 コラソン・C・アキノ大統領

通 貨 ペソ（1米ドル=21.09ペソ、1988年平均。

70年2月21日以降変動相場制）

会計年度 历年に同じ



行政区分（1首都圏、12地方、73州）

NCR—マニラ首都圏

I—イロコス地方

- ① Abra
- ② Benguet
- ③ Ilocos Norte
- ④ Ilocos Sur
- ⑤ La Union
- ⑥ Mountain Province
- ⑦ Pangasinan
- ⑧ Batanes
- ⑨ Cagayan
- ⑩ Ifugao
- ⑪ Isabela
- ⑫ Kalinga-Apayao
- ⑬ Nueva Vizcaya
- ⑭ Quirino

II—カガヤン渓谷地方

- ⑮ Bataan
- ⑯ Bulacan
- ⑰ Nueva Ecija
- ⑱ Pampanga
- ⑲ Tarlac
- ⑳ Zambales

III—中部ルソン地方

- ㉑ Aurora
- ㉒ Batangas
- ㉓ Cavite
- ㉔ Laguna
- ㉕ Marinduque
- ㉖ Occidental Mindoro
- ㉗ Oriental Mindoro
- ㉘ Palawan
- ㉙ Quezon
- ㉚ Rizal
- ㉛ Romblon

V—ビコール地方

- ㉚ Albay
- ㉜ Camarines Norte
- ㉝ Camarines Sur
- ㉞ Catanduanes
- ㉟ Masbate
- ㉞ Sorsogon

VI—西部ビサヤ地方

- ㉟ Aklan
- ㉞ Antique

IV—中部ビサヤ地方

- ㉛ Capiz
- ㉜ Iloilo
- ㉝ Negros Occidental
- ㉛ Bohol
- ㉝ Cebu
- ㉝ Negros Oriental
- ㉛ Siquijor

VII—東部ビサヤ地方

- ㉛ Leyte
- ㉝ Southern Leyte
- ㉝ Eastern Samar
- ㉝ Northern Samar
- ㉝ Samar

IX—西部ミンダナオ地方

- ㉝ Basilan
- ㉝ Sulu
- ㉝ Tawi-Tawi
- ㉝ Zamboanga del Norte
- ㉝ Zamboanga del Sur
- X—北部ミンダナオ地方
- ㉝ Agusan del Norte
- ㉝ Agusan del Sur
- ㉝ Bukidnon
- ㉝ Camiguin
- ㉝ Misamis Occidental
- ㉝ Misamis Oriental
- ㉝ Surigao del Norte

XI—南部ミンダナオ地方

- ㉝ Davao del Norte
- ㉝ Davao del Sur
- ㉝ Davao Oriental
- ㉝ South Cotabato
- ㉝ Surigao del Sur
- XII—中部ミンダナオ地方
- ㉝ Lanao del Norte
- ㉝ Lanao del Sur
- ㉝ Maguindanao
- ㉝ Cotabato
- ㉝ Sultan Kudarat

# 1988年のフィリピン

## 相対的安定化進む

野沢勝美・浅野幸穂

発足から3年目に入ったアキノ政権は地方選挙での与党連合の勝利を背景に、新憲法に定められた諸改革の実現に本格的に着手し、軍改革、少数民族対策、農地改革など重要課題の解決を一步進めた。一方、ラモスの国防長官就任、米軍基地問題を梃子に対比援助の増額などをはかり政権基盤の強化に向け布石を打った。また経済は2年続きた持続的成長を達成し、政権の相対的安定化が進んだ。しかし共産側の武装闘争を中心に治安情勢は改善を見せていない。加えてポスト・アキノに向けて始動した政界再編の動きは、政争を激化させ施策の推進を妨げている。さらに1991年の期限切れを前に米軍基地の存続問題が政治日程にのぼり、政権はその対応を迫られることになった。このため当面の政治安定が優先され、問題の基本的解決は先送りされてゆく公算が強い。

### 政治・外交

●地方選挙と「政治王朝化」論議 1986年以来、大統領選挙、新憲法承認の国民投票、新議会選挙と相次いで民意の確認手続きが行なわれてきた。アキノ大統領の任期が切れる92年までに残された選挙は、地方選挙とバランガイ（村）選挙だけである。その意味で両選挙はアキノ政権にとって地方レベルでの政権支持基盤を拡大し政権安定化の総仕上げとなる。しかし地方選挙は1月18日に実施されたものの、5月に予定されたバランガイ選挙は下院の抵抗により2度先送りされ89年3月となつた。今回の地方選挙では73州、2準州の正副知事、市町長、各級議會議員など計1万7050のポストが対象となった。選挙では、色分けのはっきりしている知事選とマニラ首都圏の市、町長選でみる限り、与党連合「国民の力」（ラバン）内の主流派、とりわけ「フィリピン民主党・国民の力」

（PDP・ラバン）と「国家の力」（ラカス）の候補が圧勝した。この選挙では87年5月の新議会選挙とは異なった特徴があった。

第1に、与党連合内部で対立が深まつたこと。与党連合主流派のPDP・ラバン（委員長はアキノ大統領の実弟ホセ・コファンコ）と同ラカス（委員長は同義弟のポール・アキノ。5月にミトラと交替）は、地方選挙では戦術的同盟関係を結び足並みをそろえた。しかし同じく主流派に属するリベラル党（LP）とは距離を置いた。

第2に、これと呼応して、与党連合内部ではあるがサロンガ上院議長率いるLPを中心にアキノ一族の台頭に対する批判が強まった。すでに大統領の近親者が上院では1人、下院では6人の議席を占めている。LPは地方選挙を前に上下両院で「政治王朝化禁止」法案を提出し、四親等以内の近親者の選出公務員継承の禁止（後に二親等以内に後退）をねらった。同法案は上院では可決されたものの、下院ではミトラ議長自らが反対し成立しなかった。同法案は今回地方選挙には適用されないとはしていたものの、政治王朝化論議はマルコス前大統領、および側近による政治的、経済的支配を想起させて世論もやかましくなつた。この結果、大統領は身内のタルラク州知事への立候補を断念させたし、リサール州知事、ケソン市長選挙ではアキノ一族が落選した。一方、パタンガス州知事選挙では与党連合非主流派の統一民族民主機構（UNIDO）のベンハミン・ラウレル（副大統領の甥）候補も落選の憂き目にあつた。こうした政治王朝化批判のなかで有力家族の出馬断念や落選があったことは、広く市民の参加した1986年「二月革命」以降、民主的政治意識がある程度定着したこと意味しよう。

●与党内の確執と政界再編の動き 地方選挙にすでに現われているように、1988年には与野党の

合從連衡による政界再編が続いた。この根底には、アキノ大統領がその存立基盤をピープル・パワーに依拠し、いずれの政党にも与しないという指導形態の特色がある。与党連合のどの党にも加担しないという立場は、支持政党の統廃合について指導力を発揮できないという基本的弱点を抱えることになった。またアキノはかねて92年大統領選挙には出馬しないと言明している。アキノ再選は憲法上は可能との解釈もあるがこれは少数派である。またマルコス派が政治勢力として急速に弱体化している。これで与野党を問わずポスト・アキノをめぐる政治活動は活発化せざるを得ない。

まず地方選挙を機に与党連合の主流派内での政界再編による基盤固めが進行した。アキノの政治王朝化批判を強めたLPは、1月にギンゴーナ上院副議長が参加したこと、上院では7人と最大党派となったばかりか、正副議長、与党院内総務の上院三役をも独占することになった。また下院ではダサ与党副院内総務等43人がLPに参加した。上下両院でのLPの党勢拡大に対して危機感を抱いたPDP・ラバン＝ラカス連合は、9月に与党連合主流派による新党派「民主的フィリピン人のたたかい」(LDP)を発足させ、ミトラ下院議長を委員長に選出した。この結果、下院では定数200人中、LPは多数の力を背景に切崩されて18人に減少し、LDPは162人の最大党派を形成するに至った。これはポスト・アキノにからんだサロンガ(上院議長)対ミトラ(下院議長)の勢力争いの序盤戦といえる。

また右派側でも与党連合非主流派と旧体制派との間で合從連衡が繰り返された。まず3月に右派組織の「力と愛国心の結びつき」(略称ウンラド・バヤン=「祖国の繁栄」運動)が旗揚げし、マルコス派経済人のエンリケ・ソベルを委員長に担ぎだした。ウンラド・バヤンは政治家、経済人からなる右派連合の傘組織として位置づけられるが、政治連合組織としてはそのもとに「国民運動連合」(UNA)を8月に発足させた。UNAにはナショナリスト党(NP)、UNIDO、マルコス政権の支持基盤であった「新社会運動」(KBL)、右派政治連合の「民主主義ための大連合」(GAD)、地方政党の「ミンダナオ同盟」(MA)などが結集した。UNAの代表人にはラウエル副大統領が就任し、またエン



包括農地改革法案に署名するアキノ大統領  
(6日10日、共同通信)

リレ上院議員も参加していることから、実際はラウエル・エンリレ連合に近い。

マルコス派はマルコス前大統領の政治力を利用すべく、一貫してマルコスの帰国を画策している。実母の葬儀出席(5月)、公務員犯罪特別裁判所における不正追及裁判への反対尋問のための出廷(8月)がマルコス帰国の機会とされたが、画策は失敗した。アキノ大統領が一貫してマルコス一族の帰国許可の可能性を強く否定しているうえに、マルコス自身アメリカで起訴されて動きがとれず、その病状も悪化している。このためマルコス派は、マルコスなき後の彼らの勢力基盤の再構築に明確な展望を欠き急速に勢力が弱まった。

◎軍改革の行方 政権発足以来、5度のクーデタ未遂事件を軍の後盾で処理してきたアキノ政権は、軍の意向を取り入れた右傾化路線を取ってきた。しかし軍改革は、新憲法にも規定されており、同時にマルコス強権政治を支えてきた体制からの訣別をも意味し、避けられない過程であった。このため政権は文民統制を建前に以下のように一連の軍改革に着手した。

(1) 地方統合司令部(RUC)の廃止。RUCは前政権下では全国12地方に置かれ、参謀総長経由でマルコスに直結していた。これにかわり4方面統合司令部(AUC)制を導入し指揮権を前線に委譲した。これは効果的なゲリラ対策が目的とされている。しかし一方では警察軍地方司令部(RECOM)は残されており、RUCの廃止は警察軍強化の一端ともとれる。

(2) 警察軍の国軍からの切り離しと警察の一元化。警察軍3万人、国家統合警察5万8000人を統合したフィリピン国家警察(PNP)の設立は、大統

領がたびたび言明したものの実行は遅れている。

(3) 定年すぎの将軍の退任。4月1日付けでフィリピン士官学校1957年卒業生を中心に30将軍が退任し公約は実行された。問題は退任後の再就職である。すでに政府企業への天下りを懸念して、軍人がカジノの元締め機関であるフィリピン娛樂・ゲーム公社(PAGCOR)に天下ったとの批判も強まった。

(4) 準軍組織の解体。78年に発足した民間郷土防衛隊(CHDF)は人権侵害の元凶とされ、新憲法で解体、または正規軍への再編が義務づけられていた。しかし現実には国軍でゲリラ鎮圧に割ける兵力には限界がある。その結果、各地で自警団組織が発生し、新たな人権侵害事件を引き起こした。このため政府は市民地域部隊(CAFGU)を発足させ、予備役を徴用してこれに当てるにした。当初は予算5億8480万ペソ、8万人を計画していたが、議会の抵抗で規模は縮小し、予算は3億2160万ペソ、人員も4万5000人になった。国防当局は正規軍による訓練、規律の強化により人権侵害は回避できるとしている。しかし一方では予備役以外にCHDF隊員や自警団員を編入するとの案もあり、問題の基本的解決にはなるまい。

(5) 軍内不満勢力の排除。政府は過去のクーデタ未遂事件に対する厳正な処分に踏み切った。1987年1月のテレビ局占拠事件首謀者の軍事法廷での有罪判決、同8月の「国軍改革運動」(RAM)派将兵反乱事件関与者の軍事法廷審理の決定、および逃亡中のRAM派、マルコス派将兵の非免責の決定等がそれである。ただこうした一連の異端派排除に対する抵抗は陰に陽に強く、ホナサン元中佐の逃亡(5月)、マルコス派兵士の警察軍クラメ基地武器庫襲撃(6月)、逃亡を企てたRAM派のパウラ元中佐射殺事件に対する抗議(10月)、等が相次いだ。こうした動きも長期的には、マルコスの影響力の低下に伴い次第に沈静化すると見込まれるが、当面は執拗な抵抗が続こう。

しかしより重要なこととして、軍改革を含めて、いわば「ラモス・警察軍体制」の確立が図られたことが注目される。アキノと軍との橋渡し役を果たしてきたラモスを国防長官に昇格させ、後任の参謀総長に警察軍司令官のデビーリャを任命した(1月)。これで新政権発足以来の警察軍主導への

転換が再確認された。しかしほモスの台頭には警戒する声も強い。「改正行政法典(行政命令292号)」問題(9月)がそれである。同法典は1987年、大統領立法権が残されていた新議会召集直前に布告され、88年11月に発効の予定であることが発覚した(9月)。同法典の国防長官の国軍副総司令官兼任などが憲法の規定に抵触することの疑義が生じた。最終的には同法典の発効は上下両院の議決で89年11月まで先送りされたが、あらためてラモスの権力強化を再確認させることになった。

●共産活動が活発化 アキノ政権の国民和解政策は、1987年2月に停戦協定が失効した後は和平交渉も行なわれず頓挫した。共産側もこれに対応して態度を硬化させた。共産側は87年8月のRAM派将兵反乱事件を契機に、政権発足直後の議会主義路線への傾斜から、武装闘争路線強化に再度方針転換をしたとみられる。

軍当局の発表では1988年6月現在、比共産党・新人民軍(CPP・NPA)の勢力は全国で2万4430人で、共産勢力の影響下にあるバランガイは7902(全バランガイの18%)とされている。CPPは12月、再建20周年を迎える、10年以内に政権を奪取するとの長期的見通しに立った革命戦略を掲げ、戦略的防御から、戦略的均衡に移る時期は遠くないとしている(機関誌『アン・バヤン』[祖国]12月号)。

武闘派の台頭により、共産側の攻勢は以下のようない展開をみせた。

第1に、首都圏でのテロ、伏撃を含めて攻勢を強化した。この背景として、後述のとおりミンダナオ地域でのモロ民族解放戦線(MNLF)対策のため、政府軍精銳部隊がミンダナオに派遣された事情がある。共産側はルソン、ビサヤ地域での攻勢の好機と捉えたようである。1~3月期の主要交戦は15回に達したが、うち1回を除きNPAが優勢で、ゲリラ側の死者26人に對し、政府軍は146人に達し、また共産側に高性能武器が流失しているとされている(FEER誌、9月22日号)。

第2に、共産側の攻勢の強化は必ずしも具体的で明確な革命の展望を伴っているとは言いがたい。勢力拡大に伴い、むしろ食料、武器調達等兵站に関する限界、農村部でのアキノ人気への対応など基本的課題に直面し、新たな局面の展開に苦慮しているのが実状とみられる。上述の1988年初頭の

攻勢では共産側は首都圏の活動拠点の摘発をうけてかなりの損失を被った。CPP・NPA の医療施設、通信機器、コンピューターが捕獲され(2月)、さらに、3月、この記録の分析から武装闘争派に属する CPP 副委員長デベラ、同書記長のバイロシス、NPA 司令官のキンタナールなど主要幹部が一斉に逮捕された(キンタナールは11月12日に逃亡)。この背景として軍の組織改革の結果、情報収集能力が向上したこと、共産側の島嶼地域での情報連絡網構築の限界をあげることができる。

第3に、軍と共産側の対決、とくに都市部での激突は治安維持を大きな社会問題にしている。比カトリック司教会議はアキノ大統領に対して「平和地帯」の設置と、共産側との停戦交渉開始を要請している。一方、人権団体は社会運動家の失踪事件が依然続いていると抗議した。共産側の攻勢が右派を刺激し、ブルデンテ比技術大学学長襲撃(6月)など自警団によるとみられるテロ事件を頻発させたという側面もある。

対立の深まりのなかで、共産側は交戦団体または革命政権として政府が認知する場合は停戦交渉を開始するとの立場を堅持している(『アン・バヤン』12月号)。これには軍が応じられるわけがなく、停戦の糸口はつかめていない。

◎イスラム教徒の反政府運動の再活発化 少数民族の地位向上のため、新憲法ではミンダナオ・イスラム教徒地域、北部ルソンのコルディリエラ地域の自治権に関する条項が盛り込まれている。

憲法の規定では、両自治地域における行政、立法組織の基本的骨格を定める自治基本法を制定し、それに参画して助力する機構として大統領が任命する委員からなる地域諮問委員会が設置されることになっている(憲法10条18節)。自治基本法制定は、上下両院の編成から18ヶ月以内に(すなわち1989年1月27日までに)行なうよう期限を課せられている(同19節)。このためアキノ政権は議会の両地域の地域諮問委員会設置法の成立を急ぎ、ミンダナオ・イスラム教徒地域諮問委員会を3月に、コルディリエラ地域諮問委員会を6月に発足させ、12月には両地域の自治基本法案が議会に提出された。

こうしたイスラム教徒、少数民族に対する懐柔政策の進行にともない、政府と対立してきた勢力

は反発を強めた。とくにミンダナオ地域では、1976年のトリボリ協定で同地域の13州に対する自治権付与が約束されていたとし、同協定の完全実施を求めるイスラム教徒勢力の動きが活発化した。MNLF とその傘下の武装組織バンサ・モロ軍、MNLF 改革派およびモロ・イスラム解放戦線(MILF)，が主要3派で、わけてもMNLFは現勢力1万4109人、武装兵9332人を擁し(国軍当局発表)対決姿勢を強めた。MNLFは3月開催の第17回イスラム諸国会議(OIC)外相会議にむけて、OIC加盟の運動を繰り返してきたが、比政府の加盟阻止活動が奏功し、これは失敗した。一方政府軍もイスラム教徒対策に躍起で、バンサ・モロ軍が武力行使による地方選挙妨害などに出たため精銳兵士2500人をビサヤ、ミンダナオに急派した(2月)。さらにバンサ・モロ軍3000人が結集し、ミスワリ MNLF 議長が亡命先から帰国するとの情報が流れ、ホロ島に政府軍4000人が投入された(10月)。

MNLF をはじめとする勢力は政府軍との対決を強めたものの、彼らの活動が新たな展望を開けない理由として、政府による懐柔策がそれなりに成果をあげたこと、および内部抗争が激化し、イスラム教徒の反政府感情を結集できなかったことをあげることができる。

◎基地協定見直し交渉が決着 現行の比米軍事基地協定(以下、基地協定)は1991年9月に失効する。それ以後は新憲法の規定により、上院で承認されるか、議会の要請による国民投票で承認される場合を除き、米軍基地は存続できない。それ以前に基地存続問題に対する政府の態度を明らかにする必要があり、基地問題は差し迫った重要政治課題である。

この基地問題の前段階となったのが、4月5日から比米政府間で開始された基地協定見直し交渉である。これは現行協定の5年ごとの見直しの、残りの期間(1990、91年度)にかかる。アメリカ側は援助水準の引上げなどの単なる再検討との立場をとった。これに対しフィリピン側は、基地使用料として年12億㌦の要求に加え、基地の全面的指揮権、基地労働者の団体協約改定など包括的見直しを主張したが、重点は見返り援助の増額にあった。交渉はアメリカ側が対比軍事、経済援助を1990、91年度の2年間に9億6200万㌦供与するこ

となどをもって決着、10月17日に覚書を交換した（「重要日誌」10月17日参照）。

この交渉の過程で国内では、1991年を視野に入れた基地存続の可否をめぐる論議が高まった。政権を支持してきた中間層、知識人は基地存続に反対である。また6月には上院で核兵器禁止法案が可決されている。同法案が成立すると、核兵器の持ち込みが禁止され、基地使用が事実上不可能になる。しかし、経済再建に取り組むアキノ政権にとって基地の経済効果は最大の考慮事項である。その第1は、基地貸与見合いのアメリカの軍事、経済援助である。第2は、基地で直接雇用する4万3000人の労働者の給与など財、サービスの調達で、現状では年間5億ドル相当に達する。このためアキノ政権の選択肢は限定され、91年以降は比較的短期間の基地存続で収束をはかることが予測される。問題はこうした方向での国民世論形成に政府が主導権を発揮できるかである。

これに対しアメリカ側は、空軍の一部の沖縄嘉手納基地への移転を発表するなど代案もあるとしているが、在比米軍基地の戦略的価値は高く、かつ移転にはコストがかかるのでもとより移転は得策ではない。アメリカは財政赤字削減の課題を抱えているので、実質上基地使用料に見合う「対比多国間援助構想」（MAI、通称「ミニ・マーシャルプラン」）を提案し、日本等に対比援助の増額を要請した（「アメリカ重要日誌」5月8日参照）。そして基地協定見直しの交渉の調印ときびすを接して、米大統領、議会要人から比政府にMAIの実施が保証された（「重要日誌」10月21日、11月12日参照）。

**●多角的外交の展開** フィリピンは1988年になると積極的な外交活動を展開させた。その中心となったのがソ連、中国、ベトナムなどの社会主義諸国との関係改善である。この背景には、第1に、折からの6ヵ月にもわたる基地協定見直し交渉、また長期的な基地交渉に取り組むためにも対米交渉での外交的立場を強化する必要があったこと、第2に、87年の米ソのINF全廃条約締結などデタントを受けたソ連がアジアへの平和攻勢を強めたことをあげることができる。なかでも88年9月のゴルバチョフ首相のクラスノヤ尔斯ク演説における、ソ連領アジアにおける核兵器の凍結、アメリカによる在比米軍基地の撤収とソ連によるベト

ナムのカムラン湾基地への物資、技術援助の停止提案はフィリピンの外交政策に影響を及ぼした。

まずソ連との関係は、ロガチョフ・ソ連外務次官訪比（3月）、上下両院議員訪ソ（7月）、ソ連貿易団訪比（9月）と相互の交流の後に、シェワルナゼ外相が訪比した（12月）。シエラ相の訪問時の共同声明（「重要日誌」12月22日）では「全ての外国軍基地は暫定的である」との1967年のASEAN共同宣言を引用して、暗に米軍基地存続は暫定的であるべきとの見解が示された。また核兵器全面禁止のための多国間条約締結が呼びかけられたが、これも在比米軍基地存続問題を念頭に置いた見解である。

またアキノ訪中（4月）に際しては相互に内政不干渉が確認され、中国政府は比共産党・新人民軍を支援しないと確約した。また中国との外交関係では、南沙群島帰属問題の棚上げ、貿易拡大など友好関係の強化が優先された。

ベトナムとの一連の会談ではASEAN域内の安全保障問題に立ち入った。ヤップ下院国防委員長のベトナム非公式訪問（3月）、チャン・クアン・コ・ベトナム外務次官の訪比（4月）の後に、マングラブス外務長官とグエン・コ・タク・ベトナム外相とのハノイ会談（11月）が行なわれた。同会談では「東南アジア平和、自由、中立、友好、協力地帯」の実現、カンボジア問題の平和問題解決支持等で合意した。

西側陣営との外交では、アメリカはシグール国務次官補（1月）、アーミテージ国防次官（3月）、シュルツ国務長官（7月）、アマコスト国務次官（10月）などを、いずれも基地協定見直し交渉がらみで送り込んだ。アメリカ側の立場を総合すると、(1)在比米軍基地はアジア太平洋地域の安全保障に不可欠、(2)比議会での核兵器禁止法案の成立は米比の安全保障に重大な支障を及ぼす、(3)多国間援助構想の進展を促す、の3点である。アメリカ側は公式には基地問題は多国間援助構想とは別しながらも、実際の交渉では両者は不可分と位置づけている。

このほかアキノ訪欧（6月）、ブルネイ訪問（8月）、ジュネーボー・パキスタン首相の訪比（5月）、ゴンサレス・スペイン首相の訪比（6月）など多角的な外交が展開された。

またマニラで第1回「新たな民主主義を回復し

た国家会議」が開催され(6月),自由な選挙で選ばれた民主的政府に対するテロ,ゲリラ活動を否定する「マニラ宣言」を採択した。

## 経済

● 2年続きの持続的成長 1988年のフィリピン  
経済は、GNP成長率が政府計画目標(6.4%)を上回る6.7%(暫定値)を達成し、前年の同実績5.9%を超えた。1人当たり実質GNPは4.2%増の1722ペソとなりましたが、いまだ77年水準の1732ペソに及ばず経済回復の道は遠い。88年経済が前年に引き持続的成長を遂げた理由は、根強い消費需要と活発な民間投資および好調な輸出である。

支出項目別では、国内総資本形成は前年比25.9%増(1987年は27.9%増)と依然拡大基調にある。なかでも耐久財が32.9%増(同16.1%増)と急増し、また在庫純増は68.8%に拡大した。これらは景気の回復が根強く、輸送機器などの設備投資、在庫積み増しが進行したことによる。また首都圏の新ビル建設ブームに見られるように、民間建設も14.4%増(同21.4%増)と依然活発である。政府建設は7.2%増(同5.7%増)であった。

産業別では鉱工業部門が8.9%増(同7.7%増)と好調で前年同様景気回復の牽引役を果たしている。とりわけ建設業が12.8%増(同17.2%増)と依然高い成長率を示しており、民間投資、公共投資の活発な動きが窺える。またGDP構成比の24.7%を占める製造業は8.7%増(同6.7%増)と食料品、電気機器を中心におよび好調で、堅調な内需の回復を反映している。さらにGDP構成比27.3%の農林漁業は3.4%増(同1.0%減)とプラスに転じ、景気回復の下支えをした。これはコメとトウモロコシ生産が好調であったこと、および世界的な糖価の回復に起因する。

対外取引では輸出額は70億7420万ペソ(前年比23.7%増)、輸入額は81億5940万ペソ(同21.1%増)といずれも急増した。この結果貿易収支赤字は10億8520万ペソ(同6.7%増)と前年同様10億ペソ台の高水準であった。輸出では非伝統的産品が好調でエレクトロニクスが13億1810万ペソ(同20.5%増)、縫製品が13億1710万ペソ(同20.0%増)と2品目だけで全輸出額の37.3%に達した。一方輸入が増大した理由は

年後半からの海外からの直接投資の増加、輸入制限緩和、輸出の増大などに伴う資本財、原材料需要の増大である。輸入の最大のシェアを占める鉱物油は10億9600万ペソ(前年比12.2%減)と減少したが、これは輸入量の減少ではなく原油価格の軟化に起因する。非電気機器、電気機器などの資本財、原材料輸入も増加した。

貿易赤字の増加があったものの、海外労働者送金の増加、直接投資純増で国際収支が改善された結果、外貨準備高は10月末の15億4300万ペソの危機ラインから12月末には20億5800万ペソとなり、輸入額の3カ月分は確保できた。

民間投資は、投資委員会による1~9月期の投資承認額(資本金ベース)は123億3100万ペソ(前年同期比142.9%増)で、うち国内企業は53億3600万ペソ(同82.7%増)、外国企業は69億9500万ペソ(224.0%増)とそれぞれ著しい伸びを示した。なかでもNIEs 各国からの投資の伸びが顕著で、台湾は22億5500万ペソとアメリカ、日本を抜いて第1位となった。これにはプロジェクト・ベースで2億2000万ペソの石油化学プロジェクトが含まれている。同社はナフサへの課税問題で進出が遅れているが、ほかに玩具メーカー等の生産拠点移動型の進出も盛んである。活発な台湾の対外投資を活動に応じて比台関係法案提出など台湾投資に保障を与える台湾関係重視の動きが始まっている。

経済は2年続きの回復基調にあるが、問題も残された。第1にインフレの進行である。1987年から続いた金融緩和、内需拡大、および一律10%の付加価値税(VAT)の導入などにより、食料品の値上がりを中心にインフレが進み、消費者物価は前年比8.8%(87年は同3.8%)上昇した。このため政府は石油製品価格引下げ、電気料金引下げ等に躍起であるが効果は薄い。第2に財政赤字の拡大である。88年財政赤字は250億ペソとなり対GNP比では前年度の2.9%から3.1%に拡大した。これには税の捕捉率の低さが原因となっている。とくに88年1月から導入されたVATは70億8600万ペソ、捕捉率は82.4%に止まった。

長期的視野に立った経済の安定的成長のために経済構造の調整が不可欠である。そしてこのための課題として、農政改革、民営化、対外債務負担の軽減の3点をあげることができる。

◎包括農地改革法が成立 農地改革は、経済的、社会的、および政治的安定の最も基本的課題として、アキノ政権発足に際しても公約に掲げられたが、1987年のメンジョーラ橋事件に見られるようにその実現には曲折した過程をたどった。

6月10日、アキノ大統領は包括農地改革計画(CARP)の要項を定めた包括農地改革法案に署名した。これは上下両院で個別に可決された法案が、両院合同委員会で一本化の後に再度両院で可決されたもので政権発足から2年3ヶ月を要した。

マルコス前政権による農地改革と比べアキノ政権の農地改革には次のような特徴がある。

第1に、どの農地を対象とするかに関し、前政権による農地改革はコメとトウモロコシに限定されていた。CARPは砂糖きび、ココナツ農地も含む全ての農地を対象とし前進的である。その際、期限を10年、第1段階から第3段階まで順次行なうとしている。

第2に、地主の保有限度に関してはマルコス前政権は7haであったが、CARPはコメとトウモロコシは前政権と同じで、それ以外の作物は5haとしたうえで実際に土地を耕作、または直接農場を経営する15歳以上の子1人につき3haを認めた。ちなみに該当する子の数は1家族平均2人であるから、保有限度は11ha程度となる。なおCARPでは受益者農民への分配上限は3haとしている。

第3に、地主の土地代金は、前政権のそれは1972年前3年間の年平均収量の2.5倍相当であるが、CARPではコメとトウモロコシは前政権と同じで、その他の作物の土地代金は市場価格などを参考にした「公正な補償」とした。

以上のようにCARPは前政権の農地改革を取り込み、全ての農地を対象としそれが1030万haにも達する点(前政権の農地改革の対象面積は当初177万ha)、より包括的であるかに見える。しかしCARPを実施していく場合、次のような点が問題となってこよう。

第1に、CARPは農地の移転以外の便法を認めている。たとえば、経済的に農地の分配が不適当な場合は協同組合等の共同所有とすること(包括農地改革法29条)、会社方式の農場における「自主的」農地改革ではその会社の株式購入権を受益者農民に与えるとした(同31条)、さらに農地の移

転にいたるまで生産分与方式を認め、農業労働者に対し現行賃金に加え生産物売上高の3%、利益の10%を分配するとした(同32条)。つまりCARPは必ずしも農地の分配を意味するものではない。

第2に、農民の土地代金支払い能力の点である。上述のとおり土地代金は「公正な補償」として地主に払われ、価格は地主、農地改革省、農地銀行の3者がきめる(同18条)。前政権の農地改革で農民が農地代金を支払えずに失敗したことを考えると楽観できない。これに対し農民組合は農地の即時無償分配を要求し、CARPに反対している。

第3に、CARPに対する資金繰りの難しさである。CARPに要する総資金3321億ペソのうち地主補償は801億ペソで、この部分には外国の援助は期待できないため、その多くを国内で調達している。大口は資産民営化トラスト(APT)の500億1000万ペソである。この調達はAPTによる非効率資産の売却収益、大統領行政規律委員会(PCGG)が差し押えたマルコス一族の不正隠匿資産の売却収益を充てるとしている。ところが現実にはいずれの場合も資産の売却は当初計画どおりの進行が危ぶまれている。

政府は1987年8万1000ha、88年には33万2000ha(予定)を移転すると楽観的であるが、実施は容易ではなかった。一方ではNPAが「眞の農地改革」をかけて北部ルソン、中部ビサヤなど3地方で3万1000haを実力行使で解放した。また教会勢力も機会あるごとに政府に農地改革の即時実行を迫ってきた。このため政府は、まず手のつけやすい多国籍企業が貸与を受けている農地を解放することで、ミンダナオのドール、デルモンテ、国家開発公社(NDC)・ガスリーの借地2万4250haなど、合計2万8994haの農地を農業労働者に分配した。

以上のように、包括農地改革法の布告で農地改革の要綱はできたが、農民の圧力、地主の抵抗を前に、改革の実行は多くの難題を抱えている。

◎民営化の実行 アキノ政権下で進行している民営化は、民営化による資産売却の収益がアキノ政権の新政策の根幹をなす農地改革の財源として規定されていることに特色がある。換言すれば政権にとって民営化政策の成否は、効率的経済運営および公約実行により政権の基礎強化を達成できるかどうかを見極める試金石となる。

アキノ政権の民営化の具体的な内容は以下の3点に整理できる。(1)比国立銀行(PNB), 比開発銀行(DBP)などの政府金融機関が保有する非効率資産の売却, (2)政府企業の民営化, (3)大統領行政規律委員会(PCGG)が差し押えたマルコス一族, クロニーの不正取得資産の売却である。すでに1986年12月に非効率資産売却, 政府企業の払下げを扱う組織として民営化委員会(COP)と, 資産民営化トラスト(APT)が設置された。また88年6月に世界銀行が, 比政府に対し政府企業民営化のための総額2億㌦に達する融資を決定し, 民営化は一層促進されることになった。

しかし以上の民営化計画にはいくつかの問題が残されている。まず非効率資産の売却については抵当物件の担保能力の低さに起因する低い回収率の問題がある。1987年2月から88年12月までの純売却額は80億6000万㌦で売却資産原価に対する回収率52.6%である。また非効率資産395件のうち約300件が金融資産で, 担保物件に関する訴訟トラブルを恐れて買い手が敬遠している。

政府企業の民営化に関しては, 上述の世銀の2億㌦融資の政策条件として1990年までに民営化の対象となる132社のうち30社, 総資産額で20%, 91年までに累計で60社, 資産総額で同50%の政府企業についての民営化の手続きを完了することになっている(この他にAPTが40社を民営化の予定)。いわば待ったなしの状況である。だが現実には, 誰にどのような形で売却するかという深刻な問題が残された。たとえばフィリピン航空の払下げには, マルコス派のエンリケ・ソベルが食指を動かしているがアキノ大統領はこれに消極的である。

不正取得資産の売却に関してはさまざまな法律上の難問がある。まずイスラム司法当局は, フィリピン国内の裁判でマルコスの有罪が確定した段階でマルコス一族等の不正資産の返還に応ずるとし, スイスの銀行口座に預金されているとされるマルコス一族の1035億㌦の早期回収の可能性は薄い。すでにPCGGからAPTに移管された資産は9月末現在で11億6000万㌦にすぎず, またこれら資産は公務員犯罪特別裁判所で所有権をめぐる訴訟が起こされ, 売却できない。加えてPCGGの資産差押え, 凍結の権限は憲法の規定で8月2日に失なわれ, その役割はより限定されたといえる。

以上のことからフィリピンにおける民営化の遅れが懸念されており, これが農地改革の実行の遅れに結びつく恐れがある。

●对外債務負担の軽減 対外債務残高は1988年末には279億1500万㌦, 同元利返済額は88年には29億7900万㌦(87年8月時予測)と商品輸出額の42.1%に達し, 依然对外債務負担は重い。

債務負担軽減策の第1は, 返済額に上限を課すことである。すでに新議会発足後は両院で对外債務返済に関しては返済額に上限を課すべきだとの議論がなされ, 上院では对外債務返済額を輸出額の20%以内にするとの法案が可決された。こうした論議を背景にアキノ大統領は議会で对外債務軽減を提案したが, 国際金融機関の信頼が厚い中銀総裁からの反論が出, 政府部内で意見が分かれた。

第2は「債務の株式化」である。9月末までに中央銀行が承認したのは343件, 11億7917万㌦に達した。しかしこの制度がもたらすインフレを懸念し, 2月に中銀債による同制度の利用は受け付け停止扱いとなった。一方, 民営化のスキームと連結した「債務の資産化」は12月までに13件, 22億6000万㌦が承認されて对外債務1億4000万㌦の軽減となり, かつインフレ対策としても奨励されている。

ところが以上の債務負担軽減に加え, 当面の経済再建のため新規融資と返済繰延べ交渉が緊急課題となつた。これは新たな債務負担となる。このため新規融資交渉がIMFとの間で開始された。比側の要請は拡大信用供与制度(EFF)9億㌦, 輸出変動補償融資(CFF)4億㌦計13億㌦である。これに外銀団から新規融資16億㌦および世銀などから新規融資33件, 26億9800万㌦を借り入れるとしている。さらに1992年までに満期到来分のパリクラブの債務繰延べ24億㌦が予定されている。問題はIMF新規融資の政策条件で, これは同時に「中期開発計画」期間中の89~92年にかかる改定経済目標ともなる。IMFは, 財政赤字幅の縮小を中心とした穏やかな成長路線を提案し, 比側は成長促進策を主張した。最終的には比側の主張する「中期開発計画」期間中の年平均成長率6.5%をめぐる論議となり交渉は80年に持ち越された。

(野沢勝美)

# 重要日誌 フィリピン 1988年

*MC=Manila Chronicle, MB=Manila Bulletin, WB=Business World*

**1月**

**1日** ト民族民主戦線 (NDF) と新年停戦——停戦は31日午前零時から48時間。軍当局、新人民軍 (NPA) の違反で31日に東サマール州 Catarman で政府軍1人、共産ゲリラ2人が死亡と発表。3日ラモス参謀総長、新年停戦はおむね成功と言明。

**2日** トJoseph Estrada 上院議員、LPに参加——「民主主義のための大連合」(GAD)を離脱しリベラル党に。上院で野党は Juan Ponce Enrile 議員1人。

**3日** ト与党連合、15州を「フリーゾーン」に——56州に公認候補。「国家の力」(ラカス)=「フィリピン民主党・国民の力」(PDP・ラバン)連合の全国本部が決定。

**4日** トアキノ暗殺事件で新証人——公務員犯罪特別裁判所(サンディガンバヤン)に被告側証人のフィリピン航空職員 Jessie Barcelona が出廷。(1)制服兵士がアキノの頭部に発砲した、(2)元警察軍首都圏司令部の Rolando Abadilla 元大佐が事件直前に Rolando Galman に耳打ちしていた、の2点を目撃したと証言。

ト大統領府記者団がボイコット——アキノは定例会見を行なわず、日欧の報道陣の取材には応じているとして。

**5日** ト選挙委員会、Namfrel を監視組織として公認——「自由選挙のための全国市民運動」を来る地方選挙で。

**6日** ト海外資産隠匿で中国系貿易商人を告訴——チャペス検事総長、輸入価格操作で不正送金をしていた香港に本部のある縫製会社の幹部をマニラ検察局に。同社はマルコスの女婿マノトクが所有していたため、大統領行政規律委員会(PCGG)が差し押さえていたもの。

トNPAは北部ルソンで勢力増強中——北部ルソン方面軍司令部が参謀総長に報告：北部ルソンの NPA は正規兵2259人(87年比53.4%増)、2698バランガイ中の694がNPAの影響下にあり、NPAは銃器奪取作戦を展開中。

ト自治省、暫定地方首長10人を解任——地方選挙候補者と近親関係にあるため。大統領の指示により。

**8日** ト比労働組合会議、付加価値税の延期を要求——TUCPの Democrito Mendoza 議長：1月1日からの一律10%の付加価値税の導入で基本物資が値上がりしたと。

**9日** ト米議会のフィリピン情勢調査団訪問——(~12日)。ジェイムズ・エクソン団長など5上院議員。11日マングラブス外務長官、議員団と「ミニ・マーシャルプラン」(対比多国間援助構想)に関して討議したと言明。

**10日** トマニラ首都圏の教会で選挙教書を読み上げ——マニラ大司教区長老会が作成し、政治を刷新し暴力、不

正行為、投票強要、買収をやめるよう呼びかけ。

ト中銀通貨委員会、新生活向上運動(BKKK)の廃止を発表——11日大統領府筋が反対：中銀は管理しているBKKK資金2億6500万ペソの移管に抵抗している。

ト選挙委、Ali Dimaporo の下院議員当選宣言——南ラナオ2区選出。87年5月11日の投票で係争中であった。

**11日** ト比商工会議所、新会頭に Victor Lim を選出。

トサロンガ上院議長、「政治王朝化」を批判——アキノ大統領が一族、現職政府高官を選挙で公認したのは、マルコスと同じだとして。12日アキノ反論：政治王朝化論議に決着を下すのは有権者である。

**12日** トギンゴーナ上院副議長、LPに参加——サロンガ党首が宣誓に立会い。Mar Canonigo「パンディーラ」(思想と目的でひとつに結ばれた国家)書記長も LP に。

ト国家情報公安庁(NISA)はアグラバ委員会を盗聴——同委員会事務局のあった社会保健庁ビルの電気技師が83、84年当時の事実をアキノ事件再審裁判で証言。

**13日** トエドワルド・コファンコの帰国は認めない——マングラブス外務長官が声明：帰国を禁止する法律、また本人の帰国申請もないが、ロサンゼルスで国家破壊の画策に専念しているため。18日コファンコの弁護士が反論：87年3月に旅券再発行を申請し、帰国の意思がある。

**14日** トラモス参謀総長、2500人の空輸を命令——選挙妨害排除のためビサヤ、ミンダナオのゲリラ進出地域に5歩兵大隊を急派。15日ケソン、マスバテの両州に2大隊の派遣を決定。

トローマ控訴裁判所、タントコ夫人の引渡しを拒否——6年前のイメルダ夫人の骨董売上税の脱税に関し、12月18日付けのニューヨーク地裁の引渡し要求を、証拠不十分として。

トフランス大使の車に銃弾——マカチで。参謀総長、警察軍首都圏司令部に特捜班の編成を指示。

ト公共事業道路長官の実弟が襲撃され負傷——Walfredo Ferrer。バラニャーケ町長選の与党連合候補者。

**18日** ト統一地方選挙実施——11州で投票を延期に。

**19日** ト地方選挙で103人死亡——警察軍当局が発表：11月19日から1月19までの間に。うち39人が候補者。

**20日** トメンジョーラ橋事件の遺族、損害賠償の訴え——87年1月22日の農民デモ発砲事件で軍、警察の高官24人および政府に660万ペソの民事訴訟を提訴。

ト海外へのフィリピン人メイド紹介は一時停止——3月以降、彼女らの安全と社会福祉が保証されるまで。海外雇用局(POEA)の記録では海外のメイドの数は8万

1044人(88年6月13日までに13カ国が停止解除に)。

ト TUCP、布告50号の修正を要求——メンドサ議長が民営化は大量解雇になるとして。

ト ブラット米大使、米企業の役割を強調——雇用7万8000人、賃金2億4100万ペソ、資材購入3億3800万ペソ。

ト 任命委員会承認範囲の拡大で拒否権行使——アキノ、憲法に規定された大統領の任命権の否定になるとし、上下両院で成立した法律による局長職までの引下げを拒否。

ト アキノ、ラモスを国防長官に指名——イレト国防長官の辞表を受理。参謀総長にデビーリャ副参謀長兼警察軍司令官、副参謀長にエルミタ参謀次長が昇格。22日モンタニョを警察軍司令官に指名、23日ラモス就任宣誓。

22日 ト アキノ、包括農地改革計画の実行を約束——CARP。メンジョーラ橋事件1周年のテレビ演説で：自家の所有するルイシタ農場を農地改革の対象とする。

25日 ト 繰り延べ地方選挙実施——南イロコス、アブラ、イフガオ、ケソン、マギンダナオの5州で。2月1日には北サマール、レイテ、北ラナオ、南ラナオの4州、マラウイ、イリガンの各市で実施。

ト 比共産党(CPP)・NPA 対策で5項目——ラモス国防長官が発表：(1)法制強化、(2)死刑を含む処罰の強化、(3)国民照合カード(ID)制の導入、(4)国防法を改正し民間人訓練、(5)国軍の効率向上。

ト ミトロ下院議長、政治王朝化禁止法案に反対——個人的見解として：地方選挙では王朝化論議が逆効果となり、すぐれた候補者が議員の身内を理由に落選した。

ト シグール米国務次官補、訪比——26日記者会見：米ソのINF全廃条約締結で在比米軍基地の重要性が失われるとは考えないし、基地存続が基本的立場である。

26日 ト 野党、アキノの議会無視に抗議——Francisco Tatad GAD委員長が記者会見：任命委員会の承認前にラモスの宣誓式を行なったことに対し大統領弾劾の手続きをとる。27日ミトロ下院議長も批判：議会が閉会中の任命は憲法に違反する。ラモスを国防長官代行として任命すべきであった。3月2日任命委員会が承認。

ト Quintin Doromal PCGG委員に逮捕命令——公務員犯罪特別裁判所が公務員犯罪特別検察庁(タノドバヤン)の勧告により命令。同委員の家族が経営する会社が教育省に6100万ペソの教材を納入したとして27日保釈金1万ペソを納入して逮捕を免れる。

31日 ト ビサヤの民間郷土防衛隊の解散を命令——デビーリャ参謀総長が東西ビサヤ地方でのCHDFの解体、市民軍地域部隊(CAFGU)への再編を指示。

ト 共産勢力は3万人——比共産党スポーツマンがラジオ放送：全国で83戦闘大隊。ビサヤに15、ミンダナオに32、ルソン20、モロ民族解放戦線(MNLF)地域16。

## 2月

1日 ト Hilario G. Davide を選挙委員長に指名——アキノ、他に5委員を再任。Ramon Felipe 前委員長は2日付けで任期満了で退任。

3日 ト 西部ミンダナオ地方で政府の和解政策進行——社会福祉開発省同地方事務所が公表：88年中に投降したゲリラ256人のうち126人が赦免され、移住などで社会復帰した。彼らの大半がNPAの帰順者で残りがMNLF。

4日 ト CPP・NPA 容疑で20人を逮捕——デビーリャ参謀総長が記者会見で、「マニラ首都圏、ラグナ州近辺の隠れ家を急襲し、CPP中央委員2人らを拘束。またNPAの2野戦病院を摘発し、通信機器を押収した」と発表。6日証拠不十分で5人を釈放。

6日 ト 北イロコス州で誘拐の韓国人技師2人解放——韓国大使館発表。韓一建設会社の技師2人が87年11月11日に武装したNPA70人に連れ去られたもの。

ト イメルダ夫人、娘のアイミーの渡米許可要請——同日付けハワイの現地紙報道：自下滞在中のモロッコでは適切な病気治療を受けられないとして、米政府に対し入国許可を要請。ただし病気療養期間中はニューヨークの大陪審には出廷できないとの条件。

7日 ト マニラ市議会議員はマニラ首都圏行政府に反対——与党議員20人が異議唱える：上院法案(SB)34号によるとMMAは前政権下のマニラ首都圏行政委員会(MMC)と同様、市議会の決議を審査することになる。

8日 ト タヴィタヴィ州で繰り延べ地方選。

9日 ト 拘留中の拷問に抗議——政治犯救援会(TFD)が発表：4日に逮捕された20人のうち14人に対して軍部による心理的、肉体的拷問があった。

ト 国軍は三つの戦線で戦っている——ラモス国防長官が国際女子大学協会で演説：共産ゲリラ、極右主義者、イスラム教徒分離主義者との対決は強まった。

ト イメルダ夫人、PAL機で帰国を画策——ホノルル国際空港で偽名が発覚、断念する。

11日 ト 共産ゲリラは戦略転換をした——国軍スポーツマン、Oscar Florendo大佐が言明：最近押収した共産側文書によると、共産勢力は毛沢東路線からニカラグアのサンディニスタ革命政権の戦術に転換し、都市部でのテロ活動を強化した。

ト 軍高官、限定的非常事態宣言を提案——Honesto Isleta参謀次長が記者団に言明：アキノ大統領に、反乱勢力対処を効果的に実行するため非常事態宣言と特別法の制定を提言する。16日アキノ大統領、非常事態宣言または戒厳令の布告という軍提言を拒否。ラモス国防長官、非常事態宣言はないが死刑の復活など法律強化は必要と

言明。コンセプション商工長官は経済の安定が損なわれるとして戒厳令の再布告に反対。

15日 ト台湾の反体制政治家許信良の滞在を許可——偽造フィリピン旅券でマニラ経由で台北入りをはかり、11日に比政府に身柄拘束されたが、政治亡命者扱いに決定。29日 アメリカに向け出国。

トスルー州で繰り延べ地方選——軍と MNLF が衝突し13日深夜以来16人が死亡、34人が負傷。

16日 トバタアン輸出加工区は2年以内に閉鎖を懸念——上院経済問題委員会公聴会で多国籍企業が証言：関連サービスが年々悪化し、労働争議の多発で撤退企業が多い。Tomas Alcantara 商工次官が答弁：政府は同加工区の復旧を施策中であり、廃止には反対である。

17日 ト閣議で国民照合カード(ID)制を検討——Jose Yap 下院国防委員長が提案した ID 等の電算機管理により犯罪、反乱組織を探索する制度。18日 ギンゴーナ上院副議長、ミトラ下院議長が国民 ID 制に反対を表明。

19日 トオラリア暗殺事件犯人は RAM 将校——86年11月の Rolando Olalia「5月1日運動」(KMU) 委員長暗殺事件で J. A. Carpio 国家捜査局長が言明。参謀総長、「国軍改革運動」の Rex Robles 海軍大尉、Eduardo Kapunan 空軍中佐に逮捕命令。21日 RAM の 2 将校は自宅監禁に。23日 2 将校、事件関与を否定。

21日 トミトラ下院議長、サウジ訪問——(~25日)。21日 MNLF のイスラム諸国会議(OIC) 加盟阻止のためリードでサウジアラビア外相のサウド・アルファイサル王子と会談。MNLF は現在 OIC のオブザーバー資格。

25日 ト「二月革命」2周年式典挙行——シン枢機卿、記念ミサで「真の農地改革」の即時実行を訴え。

トアキノ、反乱将兵の恩赦を否定——ベニグノ報道官が大統領発言を引用：過去5回のクーデタに関与した将兵は将来も赦免されることなく、裁判にかけられる。

26日 トOIC 加盟国は回教徒ゲリラの支援停止を——アキノ、ミンダナオ島サンボアンガ市で呼びかけ。これに先立ち比大統領として初めてタヴィタヴィ州を訪問。

ト中銀は Manila Bank を閉鎖に追いつめた——最高裁判所に同行が申し立て：フェルナンデス中央銀行総裁は自分が頭取であった Far East Bank and Trust Co. に同行を取得させる目的であった。

29日 ト投降したゲリラに対する恩赦期限が満了——3月3日アキノ、期限切れの布告138号を廻し、国防長官が説明のとおり今後は個別事例ごとに行なうと言明。

トアキノの身内が、マルコスと接触——Francisco Sumulong, Emigdio Tanjuatco Jr. の両下院議員、1, 2月にハワイでマルコスに会い、帰国の条件などを交渉したことを認める。3月2日アキノ、交渉は中止と言明。

### 3月

1日 トE・ソベル、PAL の払い下げを正式申込み——BW紙のインタビューに回答：自分のグループにはトダ一族を含まない。申し込んだのは資本の60%で残りの40%は外国資本となろう。

トサンチャゴ要塞の発掘期間の30日間延長許可——大統領府、米人ジャーナリストによる旧日本軍が隠したとする2億、相当の財宝探しに關し。上院は発掘に反対。

トアーミテージ国防次官訪比——(~3日)。1日アキノと会談。同次官が記者団に言明：両者は対比軍事援助計画に關し検討し、米国防省がなし得るいくつかの協力の方策を議論した。

ト司法長官、アバディーリヤ大佐の釈放請求を却下——また同大佐がボニファシオ基地拘置所内で北イロコス州副知事職務を遂行することは地方自治法に違反し許可できない。同大佐は87年1月のマルコス派兵士によるテレビ局占拠事件に關与し同年7月以来基地内に身柄拘束中。1月の地方選挙では「新社会運動」(KBL)から同副知事に立候補し当選したもの。

ト共産勢力は91年までに政権奪取を画策——デビーリヤ参謀総長がマカチ・ビジネスクラブで演説：彼らは87年には海外11カ国で活動資金として1500万を集めた。

ト砂糖きび農園労働者の最低賃金を引き上げ——政労使の全国三者委員会で合意し、一日当たり6.50、引き上げ、日額48.50に。

7日 トミトラ下院議長、政府の OIC 加入を提言——マニラホテル朝食会で政府に示唆：イスラム諸国会議に参加することで MNLF の加盟を阻止できる。8日 GAD、ミトラ提案は無謀な議論と批判。

トアキノは単一与党編成に關与しない——PDP・ラバンとラカスの合併の動きが進行するなかで、新与党以外は野党と見なすことに大統領が同意したとのラカス委員長ポール・アキノの声明に關して、サロンガ上院議長がアキノと会談。サロンガ議長、会談後発表：アキノは、92年までいかなる政党にも所属しない、身内によるこの種の声明発表を許可しない、と言明した。

8日 トMoreno 警察軍一等兵はアキノを撃ったと告白——公判のアキノ事件公判で、検察側証人で事件直後に捜査に當たった Pedro Aquino 少尉が証言。

10日 ト右派団体の「ウンラド・バヤン」が発足——「力と愛国心の結びつき」(略称「祖国の繁栄」運動)。経済人、政治家からなる運動体で、E・ソベル(委員長)、Angelito Banayo(書記長)、エンリレ(代表人)、オブレ元労相、ラウレル副大統領、イレト前国防長官等が参加。14日オブレ、「ウンラド・バヤン」は92年大統領選に候補を立て

ると発言。22日ソベル、「ウンラド・バヤン」の主要政策を発表、連邦国家体制に移行を支持。

トアキノ、国際アムネスティーの報告は一方的と弁明——8日TFDが87年中に7444人が不法に逮捕され、マルコス前政権期の85年中の5967人より多いと報告したことに関連し発言：合法的手続きのため起訴が遅れた。

ト田中常雄新駐比大使が着任——15日信任状提出。

トミンダナオ・イスラム教徒地域諮問委員会設置法が成立——11日アキノが布告(法律6649号)。13日MNLF指導部、RCC設置法の布告は政府による宣戦布告であると警告。14日アキノ、RCC委員に50人を指名。うち27人が地区委員、23人が職能委員。RCCの定数は55人で、その目的は議会による同地域の自治基本法制定への助力であり、最終報告書提出から60日以内に解散。

12日 トCPP内部で地方組織再編——軍当局が発表：過去3カ月に、(1)三つの地方委員会の幹部更迭、(2)中央委員会指導部で武闘派の増大、(3)中央委員会元幹部の州委員会への送り込み、の3点で大きな変化があった。

トアキノ、文民優位を強調——フィリピン士官学校卒業式で訓示：軍人の任務は、大統領、議会が識別した敵との戦いにある。

15日 ト共産主義運動に加担した容疑で36神父の実名公表——同日付けMC紙。軍当局、少なくとも13人はCPP地方委員会の要職にあると発表。

16日 トMNLF、政府の停戦交渉受け入れに3条件——Nur Misuari議長のメッセージとしてUstadz Zain Jali調整役兼教義指導役が発表：(1)会談はOICの後援で開催されること、(2)政府はトリポリ協定の約束を実行すること、(3)政府は会談開始の意向を誠実に示すこと。18日ミスワリ議長、録音テープで戦闘準備を支持者に呼びかけ。ミトラ下院議長、和戦両用の二枚舌であると非難。

17日 トDavid Sycip資産民営化トラスト(APT)理事長死去。

19日 トバタアン州は新たなゲリラの聖域——軍当局がマセダ上院国防委員長に説明：同州は都市ゲリラの実験地域と化した。主な理由として、(1)首都圏に近接しがれ訓練に適している、(2)政府の武器庫がある、(3)輸出加工区があり資金、マンパワー調達が容易である、(4)村落にゲリラが浸透し彼らの活動基盤となっている。

20日 ト地主議員、農地改革に武力で抵抗を呼びかけ——ダバオ市で開催の農業生産者会議(CAP)全国大会で、Hortensia Starke議員が、下院法案(HB)400号に反対し地主に要請：財産を守るため武器をとり、団結して戦え。報道機関を買収せよ。21日同議員、謝罪。下院議長、同議員の言動を倫理委員会で審議すべく指示。

22日 トロガチャフ・ソ連外務次官、訪比——(~26日)。

24日 ロ外務次官、アキノと会談しソ連は米軍基地撤去を支持するが、予定される比米基地交渉には介入しないと確約したと言明。マングラブス外務長官、ソ連高官の訪比、および次回の米ソ首脳会談は基地交渉に有利であると言明。同日 ロ次官、マ外務長官と年次協議の開催などを定めた「2国間の協議に関する議定書」に調印。

トアキノ、地方統合司令部(RUC)の廃止を命令——建軍91周年記念式典で発表：12RUCを4方面統合軍司令部(AUC)に再編する。北部ルソン方面軍司令部(Nolcom)、南部ルソン方面軍司令部(Solcom)、南部方面軍司令部(Southcom)、ビサヤ方面軍司令部(Viscom)であり、このほか首都圏防衛軍司令部(NCRDC)が残る。25日デビーリヤ参謀総長、RUCの廃止はNPA対策の強化が目的と説明：司令部のスタッフを減らし前線を強化できる。

トアメリカに対する基地協定失効通告を要請——マルカド上院与党院内総務がアキノに：どちらかが1年前に期限切れを通告しない限り、協定は無期限に継続する。

トイスラム諸国会議、MNLFの加盟申請を却下——Taher Al-Masariヨルダン外相(第17回OIC外相会議議長)、記者会見でMNLFは国家ではないと発表。

23日 トマングラブス外相、ミスワリに停戦を呼びかけ。

トコルディリエーラ行政委員会の22委員を指名——アキノ。CEBの常任委員定数は29人。

25日 ト最高裁、E・ソベルに公有地2000haの返還命令——バタンガス州カラタガン農園の一部農地、海辺、可航水域の公有地をソベルとアヤラ一族が私物化したと。

トデビーリヤ参謀総長、軍改革に着手——3軍司令官の人事異動を発表：陸軍はアダレム准将、空軍はデレオン准将、海軍はクナナン准将の各々が、また副参謀長はソテロ少将、参謀次長はタンガン准将が指名された。同時に38将軍の退任を発表：全員士官学校57年卒であり、4月1日付けで30将軍が退任予定。参謀総長は退任せず。

26日 トアキノ、ミンダナオ・イスラム教徒地域諮問委員会を召集——任命委が承認したRCC委員45人のうち43人が就任。

27日 ト軍当局、共産ゲリラ逮捕の報奨金引き上げ——25%引き上げでCPP委員長の場合は20万ペソに。

28日 トProspero Oretaマラボン町長襲われ重傷——アキノの遠縁。警備の7人は死亡。当局はNPA犯行説。

トA・フロイレンド帰国——PCGGとの取り決めで2億5000万ペソ相当の資産提出に応じたもの。

ト29日 ト共産党幹部ら一斉逮捕——NPA創立19周年記念日に首都圏サンフアン町で。軍当局発表：Rafael Baylosis CPP書記長、Benjamin de Vera同中央委員を含む幹部5人。30日軍当局、逮捕者のなかにRomulo Kintanar NPA司令官を確認したと発表。

## 4月

2日 トホナサン元中佐、拘置中の海軍船舶から逃亡——監視の将兵14人全員ともゴムボートで脱走。

4日 ト政府は自衛の責務がある——司法長官、報道機関に警告声明：ホナサンとの会見を報道したテレビ、ラジオ局は免許を取り消し、新聞、出版社は閉鎖する。5日 Ernesto Maceda 上院議員、政府は過剰反応と批判。

トサンチャゴ要塞の発掘許可の再延長は認められず。

5日 ト現行比米軍事基地協定の見直し交渉開始——マングラブス外務長官は比側の論点として7項目を発表：(1)基地内の刑事事件に関わる司法権、(2)基地使用料、(3)米軍に対する自由な作戦行動保証、(4)比憲法の非核条項の適用、(5)基地施設改築物の移動、所有権、(6)基地の社会的、経済的影響、(7)基地の存続期間(MC紙)。

ト日商訪比經濟使節団——(～9日)。団長石川六郎日本会頭、参加企業数は52社。

6日 トOICはRCCにオブザーバーを送り——Ernorita Tugungミンダナオ・イスラム教徒地域諮問委員長が要請。

トアキノ、ホナサン元中佐のクーデタ予告を無視——3日付の書信で同元中佐が再び反乱行動を起こす可能性を示唆したことに関し声明：フィリピン国民は私を追放しようとするいかなる行動にも反対するであろう。

7日 ト米海軍ヘリコプターの大統領府上空通過で抗議——大統領警備隊(PSG)が。9日米大使館、謝罪。

ト米交渉団、比側の交渉内容漏洩に抗議——基地の戦闘作戦使用の際の比政府の事前承認問題が議論された、との同日付け新聞報道に関連して。

ト米入力トリック司祭が射殺さる——南コタバト州 Koronadalで Carl Smith 神父、71歳が。犯人は同地のCHDF隊長。同神父の地元民保護が反感を招いたもの。

11日 トホナサンほか78人に軍事法廷審理を勧告——国軍法務局長、8.28反乱事件で予審後に証拠十分と判断。12日参謀総長、同事件で証拠不十分な116人に釈放命令。21日 H. Peralta 国軍総監督、同事件でいま802人を予審で審理中と発表。なお同事件関与の将兵は2002人、うち999人が調査対象外となり決着。

12日 トPCGGの出国禁止命令は違憲と最高裁に訴え——2弁護士が司法長官と PCGG 委員長が11日に取り交わした覚書の効力停止を訴え。同覚書では PCGG によるクロニーの出国停止命令発行の権限を認めた。

トヤップ下院国防委員長の調印した協定書は無効——比外務省高官が声明。J.ヤップ議員とグエン・コ・タク・ベトナム外相がハノイで調印した3月31日付協定書に関して。14日比外務省、同文書公表：(1)両国は外国軍に利用されない、(2)南沙群島問題を含む両国の意見の相

違は平和的手段で解決する、(3)両国は友好関係を維持する。18日ヤップ議員、同文書は声明文であると弁明。

トアキノ、ハイドン豪外相と会談——同外相、会談後の記者会見で、在比米軍基地は東南アの安全保障と安定化に役立っていると言明。

13日 トアキノ、下院任命議員に4人を追加——Teresita Quintos Deles(女性代表)、Al Ignatius G. Lopes(青年、ミンダナオ代表)、Bartolome Arteche(農民代表)、Rey M. Teves(都市貧民代表)。これで下院の職能代表任命議員は8人に。

14日 トアキノ、訪中——(～16日)。途中、自家の出身地福建省漳州鴻漸村に立ち寄り、15日李鵬首相との会談で中国側は内政問題への不介入を確約。16日通商議定書、同覚書に調印。鄧小平国家中央軍事委員会主席と会談、南沙群島問題棚上げで一致。

17日 トマ外務長官、訪日——(～22日)。20日竹下首相と会談、対比多国間援助構想で協力を要請。

19日 トPedro Yap を最高裁判官に任命——任期は7月1日まで。C. Teehankee 前長官は18日付けで定年退職。

21日 ト下院で農地改革法案を可決——(HB 400号)。地主の保有限度は7ha、相続権者1人につき3ha、差押え、休耕地を優先、頭金は30～50%。28日上院も独自の農地改革法案を可決(SB 249号)：保有限度は5ha、相続権者1人3ha、頭金は10～20%，計画は10年間。

ト議会の農地改革法案に反対し1万人が集会——「人民の農地改革をめざす会議」(CPAR)に「新民族主義者同盟」(バヤン)、「パンディーラ」などが参加。

トチャン・クアン・コ・ベトナム外務次官訪比——(～27日)。25日 M. Yan 次官と南沙群島問題等を会談。

25日 トマセダ上院議員、軍内派閥を指摘——軍内には最低6派閥あり、士官学校卒業者とそうでない者、ラモス派と非ラモス派、陸軍と警察軍の対立がそれである。

28日 トソ連最高会議代表団が訪比——(～30日)。ギラシビリ副議長ら4人。29日サロンガ上院議長と会談。

ト台湾経済界、対比投資保護の立法化を要請——中国信託投資公司の辜振甫会長がフィリピン政府に要請：アメリカの台湾関係法に匹敵する制度や政策がない。

ト公務員犯罪特別検察庁は権限を失った——最高裁判決：公特検(タノドバヤン)の権限は新憲法でオンブズマンに移管され、Raul Gonzalez 同庁長官は特別検察官となる。ゴ長官、最高裁に異議を申し立て、加えて最高裁の6判事が公特検の捜査に圧力をかけたと非難。

30日 ト農地改革の推進を求める教書を発表——比カトリック司教会議。

ト予備役軍人をゲリラ対策に——参謀総長が声明：全国の予備役を市民軍地域部隊(CAFGU)に編成する。

## 5月

1日 ト石油製品価格を6%引き下げに——アキノ、メーデー式典で発表。しかし労働団体から要求があった最低賃金の日額10~15ペソの引き上げは拒否。

2日 トASEANは対比多国間援助構想支持を表明——デュッセルドルフで開催の第7回 ASEAN・EC対話会議に出席したマングラブス外務長官が声明。

3日 ト公特検長官に警告——ゴンサレス長官の最高裁判事誹謗に最高裁が法廷侮辱罪を適用すると。10日公特検の審理は事実上停止すると同裁判長が声明：4月27日最高裁決定により87年2月2日以降に公特検が告発した事件715件は審理停止になる。

4日 トMNLFに和平交渉再開を要請——G. Matalam下院回教徒問題委員長はかく下院議員18人が決議文に署名。

トマルコス母堂死去——Doña Josefa Edralin Marcos(95歳)。アキノ、政府はマルコスの葬儀出席のため帰国を許可せずと言明：これは両院議長に相談し、危機管理閣僚委員会で慎重に検討した結果である。ラウレル副大統領は6~9日香港に滞在したが、報道ではマルコスの息子ボンボンも同時期香港に滞在。6日アキノ、何よりもボンボンに随伴しての帰国を認めていないと警告。

5日 トラカス全国役員会、ミトラを委員長に選出。

トE・コファンコ、サンミゲル社の議決権保持を訴え——顧問弁護士を通じて最高裁に。50.8%の議決権を保持しているとし、ソリアノ・グループ、PCGGの議決権行使に差し止め請求。10日最高裁、請求を却下。11日同社株主総会、PCGG 9人、ソリアノ・グループ6人、計15人の取締役を再任。

6日 ト人権擁護に関する指針が発効——人権委員会と防衛省が調印した軍、警察の作戦に関する指針により、逮捕、拘禁、捜査および同様の軍事行為に係わる報告書はすべて人権委員会に提出する。

8日 ト「ミニ・マーシャルプラン」は総額100億ペソ——同日付け Washington Post 紙。米議会、政府関係者によると89年から5年間の対比多国間援助計画となる。

ト第1回首都圏協議会で完全自治を要請——4市、13町長が決議を採択。MMAは自治への障害と批判。

9日 ト郵便結婚紹介を禁止に——Vidalセブ管区長が地元神父に婚姻立会いに際し外国人男性の身元確認指示。

ト投降ゲリラに対する刑事免責は個別事例で——国防長官が声明：現在国防、司法の両省で指針を作成中。

トペルー大使、召還命令を拒否——国家情報調整庁(NICA)の調査では Fernandez 大使夫人の Tatyana Yashina がソ連人で、KGB 要員とされたもの。

10日 ト多国間援助構想は基地協定見直し交渉とは無関

係——プラット米大使が声明。

11日 ト87年1月のテレビ局占拠事件で判決——軍事法廷、Oscar Canlas 空軍大佐ら将校7人を含む11人に反乱罪で懲役12年、兵士29人に懲役6年を言い渡し軍籍剥奪。兵士66人には禁固6カ月を言い渡し。

トエルミタ、マラテ地区の風俗営業摘発が進行——西部警察署長 A. Lim 准将、同地区の198店舗の閉鎖を勧告。17日 G. Lopez マニラ市長、警察の越権行為と非難。

12日 ト農地改革法案を両院合同委員会が審議開始。

トアキノ、C・バスケスをオンブズマンに指名——前アキノ事件再審問題調査委員長。同次席に前制憲委員の Jose Colayco を指名。

13日 トラモス国防長官、訪米——(~28日)。16~18日に第3回比米国防長官会議。28日ラモス、訪米の成果を列挙：(1)88年9月までに1500万ペソ相当の軍用道路建設機材引渡し、(2)1900万ペソ余の武器購入借款が無償供与に。

14日 トタイ、シンガポールは対比多国間援助構想を支持——バンコクのリー・プレム会談で合意。

16日 トアキノ、多国間援助構想に原則的に支持を表明。

18日 ト任命委、ファクトラン天然資源長官の任命承認。

19日 トゴンサレス・スペイン首相、訪比——(~22日)。20日アキノと会談。21日2協定に調印：経済、工業援助と、在西フィリピン人メイド6万人に対する社会保険適用に関する協定。ゴ首相、7000万ペソの総合融資を表明。

ト英國放送協会はNPAの襲撃に関与せず——2月27日のアルバイ州の襲撃に BBC の記者が同行したと疑惑がもたれていたが、参謀総長が関与を否定。一方、17日アギーレ警察軍首都圏司令官、NPAへの情報漏洩防止のため若干の内外記者を軍の監視下におくと警告。

21日 トマルコスの銀行口座の守秘義務を解除——イスラブ連邦最高裁判所、クレディ・イスラブ銀行に対しマルコスの口座に関する記録の司法当局への提出を命令。

23日 トシソン、CPP指導部に復帰との軍報道を否定——MC紙。元 CPP 委員長が西独ケルンで記者会見し、生命の危険があり今は帰国できないと声明。

24日 ト国軍のゲリラ対策は向上——MC紙。プラカン州のNPAゲリラが認める：前月以来政府軍はNPAの根拠地に基地を設置し、かれらは村民に友好的である。

トブスカイノの米国ビザ取り消しに——元NPA司令官。在米団体の招待で21日に講演の予定のもの。

26日 ト公立ハイスクールは無償——アキノ、法律6655号に署名。授業料、教材は無料に。6月から実施。

27日 トジュネージョー・バキスタン首相訪比——(~29日)。28日アキノとの会談で同首相は76年トリポリ協定によるミンダナオ・イスラム教徒の完全自治の支持を再び主張し、比政府と MNLFとの和平交渉継続を要請。

## 6月

1日 ト政府、Cocofed を接収——PCGG が比ココナツ生産者連盟の全国理事15人を任命。2日 Cocofed 委員長の Ma Clara Lobregat 下院議員、接収は違法と抗議。

6日 アキノ、PCGG の Cocofed の経営権支配を支持。

ト任命委員会、レイエス運輸通信長官の任命を承認。

ト日比政府、債務繰り延べて合意文書交換——87年1月から88年6月までに満期到来の対日公的債務および輸出保険の適用をうける商業上の債務計約700億円。

トケソン州で兵士5人、民間人1人がNPAの人質に。

2日 ト私立学校の授業料15%値上げに——キスンビン教育長官が指針を発表。

3日 トマニラで「新たに民主主義を回復した国家会議」——権威主義、独裁政権から民主政権に移行した国からニカラグアを含む13カ国が参加。ソアレス・ポルトガル首相が基調報告。6日自由選挙で選出された政府に対するテロ、ゲリラ活動を否定する「マニラ宣言」を探査し閉幕。対外債務に関する個別コミュニケーションは不採択に。

トバリクラブと債務繰り延べて合意——比中央銀行が発表。総額10.7億<sup>フ</sup>。87年1月から88年6月までに満期到来分を5年据え置き、93年から5年間に返済。

5日 トNPA襲撃で政府軍兵士16人が死亡——ネグロス島シライ市郊外で。16日北部ルソン山岳地帯でNPAが陸軍基地を襲撃、政府軍兵士11人、ゲリラ32人が死亡。

6日 ト上院、核兵器禁止法案を可決——SB 413号。比領土内の核兵器の持ち込み、通過、寄港を禁止。7日米国務省報道官、核兵器禁止法案は米国の防衛政策と相反すると懸念を表明。16日シェルツ国務長官、同法案が成立すれば袂を分つと警告。

7日 ト南沙群島に豊富な海底油田ありとの調査結果——MB紙。比政府とUNESCOの合同科学調査で判明。

ト香港政府、比人建設労働者の雇用を禁止に。

ト赤軍派の泉水博、マニラで逮捕——8日強制送還。

8日 ト市民軍地域部隊に関する施行規則を公表——行政命令264号の施行規則。CAFGUは大統領が指揮し、1~3等予備役に区分し、3等予備役は訓練、検閲のための年次召集を義務づける。

9日 トNPA浸透地域で西欧人ら3人を逮捕——ケソン州で。Klaus Schmidt(西独人牧師)、Stellan Hermansson(スエーデン人レポーター)、Antonio Bosch(西独系フィリピン人)。

10日 トアキノ大統領、包括農地改革法案に署名——(法律6657号)。6日両院合同委員会、包括農地改革法案1本化で合意。7日上下両院で同案可決。地主保有限度は5ha。実際に土地を耕作、または直接農場を経営する15

歳以上の子1人につき3haを加算。また受益者農民への分配上限は3ha。全国紙2紙で公告後発効に。

トコルディリエーラ地域諮問委員会設置法に署名——23日アキノ、CRCC委員24人を指名。定数は30人。

ト第1通常会期終了——ミトラ下院議長、議会の非効率批判に弁明：下院は1万4417件の決議案、法案を受理し、下院で可決した40法案のうち20が布告された。

11日 ト警察軍クラメ基地で銃撃戦——車4台に分乗したマルコス派とみられる兵士ら20人が基地に突入、武器庫から銃24丁、弾薬数千発を奪い逃走。

12日 トラカス、PDP・ラバンの両党が合同に調印——新党名は「民主的フィリピン人のたたかい」(略称 LDP)。創立大会は9月16~17日に行なわれた。

13日 トイスス予審裁判所、マルコス資産の返却を命令——同日付けBW紙。前週フライブルグ州の銀行に対して7000万<sup>ダ</sup>(4870万<sup>フ</sup>)の比政府返還を命令。マルコス側弁護士、同州控訴裁判所に控訴。

トアキノ、訪欧——(~19日)。14日第75回ILO総会で演説。15日シェティヒ・スイス大統領と会談。スイス連邦会議と4300万<sup>フ</sup>の援助覚書に調印。19日コシガ伊大統領と会談、17日バチカンでヨハネ2世に会見。19日プレム・タイ首相と会談。

15日 ト6クロニーと資産返還で交渉中——ドロマルPCGG委員が声明。16日付けBW紙は、国外在住のロムアルデス、ベネディクト、コファンコ、ペニテス、ディシニ、クエンカの名前をあげる。

16日 トマルコス前政権高官が証人出廷を申し出——PCGGが発表。マルコスの一族の不正事件で Baltazar Aquino(元公共事業道路相)、Jesus Tanjuatco(元食糧庁長官)、Ramon Cruz(元フィリピン航空社長)。

21日 ト新たなクーデタ計画が発覚——アンチボロの隠れ家でマルコス派元兵士7人を逮捕。武器、書類を押収。

23日 ト下院でPCGGの廃止を討議——Victorico Chavez下院与党副院内総務が公的資金配分特別委で証言：PCGGは廃止し、APTまたはオシズマンに権限を委譲すべきである。

24日 ト国際アムネスティの支部長、殺害——ビサヤ支部長のA. Surigao。レイテ島からの避難民の弁護士。

25日 トマルコス資産返還は遅れる——スイス司法省が声明：87年7月のスイス最高裁判決どおり、マルコスの有罪確定が返還の条件。またチューリッヒ、ジュネーブの裁判では情報提供が優先し、資産返還は後になる。

27日 ト払い下げ資産の対価支払は農地債券でも受理——民営化委員会が決定。10年物を額面で。

30日 トNemesio Prudente比工科大学長、伏撃で重傷——マニラ市内サンタ・メサで。警護の3人は死亡。

7月

1日 ト対比多国間援助構想受け入れ官民5人委発足——委員によると同国の立場は、米国でなく日本ないしASEANの1国を「協議機構」の長とし、援助計画を米軍基地の91年以降の存続問題とからめないこと。

ト大統領、最高裁長官にM.B.Fernan判事を任命。

2日 トブルデンテ学長の弁護士暗殺さる—E.Mendoza、マニラ市の路上で。人権弁護士で人民党立候補者。

トCPP・NPA 国際財政担当者、ケソン市で逮捕——Noel Villalba、香港を基地に資金集め活動に従事していたという。15日保釈。

ト2団体は市民の自衛権により合憲——ラモス国防長官、市民義勇隊と市民軍地域部隊について言明。

5日 トマルコス・クロニー、示談求める——チャベス検事総長言明：マルコスの隠し財産管理者と確認された者は311人、うち10人は示談に応じないが、他は先方から申し出る。政府は選別して考慮する。

トタヴィタヴィでMNLF 337人投降。

6日 ト国家捜査局、ブルデンテ暗殺未遂事件容疑者発表——警官1人、自警団員1人逮捕、他の4人も9日までに逮捕。

トマルコスが帰国して裁判を受けることを妨げない——アキノ大統領言明。

8日 トPCGGの委員長・委員の辞任要求——チャベス検事総長、PCGG職員の不適性、無能、腐敗、特に7差し押さえ企業をめぐる乱脈と汚職を挙げる。ディアスPCGG委員長はこれに反論。大統領は12日、両者に60日間の休暇を命じ、13日 PCGG委員長代行にA.Azcuna、14日検事総長代行にR.Desusasidoを任命。

9日 ト対比多国間援助計画受け入れ案に積極的反応——外務長官、ASEAN拡大外相会議終了後その反応につき言明。同案は各方面にわたる計画で、大部分が1987~92開発計画に含まれている。5日、ASEAN外相会議は共同声明で同援助計画の支持を表明している。

ト73下院議員、PCGGに代わる機関創設を要求——PCGGの差し押さえ権は8月2日の失効以降は延長しない。現在の委員長・委員は辞任すべきだと。

トケソン市路上で CPP 中央委員候補ら4人逮捕——同党北ミンダナオ委員会のJorge Madlosら。

11日 ト北スリガオで NPA が国軍分遣隊と町役場急襲。

12日 ト比米軍事基地交渉は今月末までに終わろう——前日マニラ入りしたシュルツ米国務長官とアキノ大統領の会談後双方が言明。会談では対比多国間援助構想も取り上げられた。一方、同長官は会談した議会指導者に、米国のプレゼンスを欲しないなら、どうして多国間援助

を論じなければならないのか、と語る。長官は前日ジャカルタで、「在比基地がだめなら他に代替はある」と言明。

13日 ト多国籍企業は民有地なら無制限にリースできる——CARPにつき農地改革長官言明。所有は制限されし、リースでも公有地は1000haまで。

トNPA 反乱活動の重点はルソン、特に首都圏に——ラモス国防長官、最近数カ月の変化を語る。国軍・警察は決定的な勝利を収めつつあり、政府軍対反政府軍の殺害比率は1.7:1と過去5年で最高。

ト米国は対比多国間援助を基地交渉と結びつけず——アキノ大統領、記者会見でシュルツとの会談結果につき言明。またミトラ下院議長の言明：シュルツとの会談で軍事基地使用継続に対し米国が10億ドルの経済パッケージの要求を受け入れる強い可能性があると感じた。基地協定改訂の結果如何で非核法案の条項は下院で直接の影響を受けることになろう。

14日 ト政府と反対に停戦と和平を呼びかける教書発表——比カトリック司教会議。政府には反共自警団員グループの解散と武器回収を求める。

ト治安問題の重点地域は7州——全国治安会議(NPOC)事務局長言明：カガヤン、アウロラ、ケソン、南カマリネス、西ネグロス、東サマール、南スリガオ。

15日 トNDFとの和平交渉第2ラウンドに賛意——アキノ大統領言明：ただしNDF側から正式に要請すること。ラモス国防長官は拒否。

トソウニ院議会代表団帰国——(4日～)。

トFPHC株主総会、マニラ電力株売却を承認——First Philippine Holding Corp.

17日 トCPP・NPAに指導部刷新と方針転換——同日付MC紙：国防省筋によると、過去6カ月の政治的軍事的後退の結果、北ルソン、南ルソン、ビサヤ、サマール、レイテ、ミンダナオ各地方の委員長交代や組織整頓のほか、軍事行動から政治、統一戦線、大衆基盤強化に重点を移している。

18日 トミトラ下院議長は和平交渉再開に積極的——反乱活動が外資流入を制約していることを挙げ、共産党が綱領から暴力手段の条項を除けば同党を合法化できること。

ト内外投資家は包括農地改革法実施方針に懸念——V.Lim 比商工会議所会頭、アキノ大統領に会見し、基本的に支持するも、多国籍企業の土地利用、養殖漁業などへの影響を慎重に検討するよう要請。

19日 ト全差し押さえ企業の会計検査を命令——大統領、同日発表。またディアスPCGG委員長の辞表を受理。

ト司法長官、憲法非核条項に柔軟な見解示す——同日の比米軍事基地問題行政・立法諮詢委の席上で。それにもとづき同会議は核動力・積載艦船・航空機の立ち寄り

は大統領に決定権があることを決める。

20日 ト閣議、銀行規制の緩和政策を採択——NEDAの「88~92年改定中期開発計画」の一環として。支店開設や銀行設立に関する中銀の政策は制限的すぎると。

21日 トブキドノン州農民、デルモンテ社に抗議——インパスゴン町の農民団体Kaanib、同社は過去2ヵ月、農地改革法に違反して抵当流れ、遊休、放置の民有地343haを取り込んだとして。同社は8195haを国家開発公社から、1万1000haを民間地主からリースし、拡張中の土地は同法制定前に契約済みと反論。8月1日係争地は拡張から除外することで解決。

ト大統領、Meralcoの民営化を延期——この日香港でBank of Philippine Islands、J. P. Morgan社等10社のシンジケートとAPTの間で、Meralco株式の46.5%に当たる1990万株の取得を6億9000万㌦で債務直接買取り契約として調印の予定であった。同株式は所有者メラルコ財団とFPHC社からDBPの抵当に入り、APTが差し押さえていた。

22日 ト包括農地改革計画布告1周年の成果——農地改革省発表：解放地券発行8万812件、4万8750農家、5万7840ha(コメ・トウモロコシ)、別に自発的売り渡し327件、6万2962ha。この結果、計画による売り渡し面積合計は38万6886haに。

トアキノ大統領：PCGGの差し押さえ権限は延長せず。

23日 ト3政党党首間の同盟成立——LPサロンガ、キリスト教民主主義全国連合マングラブス、PDP・ラバンのピメンテル。アキノ政権は支持していくという。LDPに参加しなかったPDP・ラバンの1派は24日に全国集会。25日マングラブス：望めば人民党も受け入れる。

トラウレル副大統領、1ヶ月の訪ソ・東欧から帰国。

25日 ト議会第2通常会期開会——大統領施政方針演説：(1)国軍の自警団員グループ解散(市民義勇隊とCAFGUは継続)、(2)対外債務負担軽減、(3)犯罪の無政府状態を終らせる、(4)88年を反乱一掃の年に、(5)石油製品価格引き下げ、(6)民営化から不当な利益を受けることに警告、(7)教育、雇用、貧困軽減、成長維持の行動課題。

26日 トマルコスからの帰国条件提示——同日Washington Post紙報道。米国での起訴を逃れるため、50億㌦を返して政治から引退し、アキノに忠誠を誓う代わりに帰国したいというもの。ホセ・コファンコやペラエス駐米大使を含めフィリピン政府側と交渉に入ったという。26日ペラエス大使、アキノ大統領は拒否したと言明。

ト比米基地協定見直し交渉中断——外務長官、補償額の問題で彼我に大きなへだたりがあると言明。

31日 ト政府とNPA、政府軍軍人人質解放交渉開始——ケソン州サリアヤのバナハウ山麓で(6月1日参照)。

## 8月

1日 ト欧人ら3人を破壊活動で起訴(6月8日参照)。

2日 ト比米基地協定見直し交渉、マニラで再開。

トPCGG、さらに7企業資産の差し押さえを承認——PCGG独自の差し押さえ権限は憲法上この日まで失効。6月9日現在の差し押さえ件数は343社およびその他資産。

ト大統領が臨席して「北ルソン同盟」結成——第1、2地方とコルディリエーラ地域の全議員、知事、市長。

3日 ト漁民の釣放をマレーシア政府に要請——外務省、サバ沖のマレーシア領海内で不法操業したとして4月5日逮捕され、拘留中の漁民49人中1人が3日急死したので。6月大統領、マハティール首相に電話で善処を要請。

ト朝、西ミサミス州でNPA50人が町役場を襲撃。

4日 ト警察軍、6・11クラメ基地襲撃事件解決と発表——2日と3日の首都圏の一連の手入れによりマルコス忠誠派「ブラック・フォース・コマンド」隊員を4人逮捕、以前の元兵士と合わせ10人に(逃亡中7、死亡1)。

5日 ト基地補償の一部として債務軽減を要請——大統領が確認。米国の対比公的債権約10億㌦の範囲で。

ト中銀、債務の株式転換計画を断念か——公式筋、通貨委員会はこのほど、中銀債務証書の株式転換申請の受け付けを停止した、と語る。ペソ貨増発を促すとして月間の転換額をさきに1500万㌦に制限したが効果うすい。88年6月までの転換承認は332件、11億2900万㌦。

7日 トアキノ大統領、身内に対する攻撃に反論——テレビ番組で：最近の一連の攻撃の真の標的は私であって、政府と私の信用を傷つける狙いである。私は前任者のようになじみの資産取得はしていないし、親戚の取引に介入したり特権を与えたたりもしていない。

9日 ト行政命令で米軍基地の転用検討委員会を設置。

トNPAと民間交渉代表の人質解放交渉合意成立——国軍人質5人は14日釈放。NPAは交換の政治犯釈放要求を断念、民間側は囚人の医療と政府援助、釈放に尽力する。両者は人権委を設置し、CAFGUの加入は任意に。

ト上院調査特別委、PCGG不正疑惑の審理開始——オンブズマン室と共同で。

10日 トデルモンテ社の農地改革提案——このほど大統領土地改革評議会に提出。1万2000haの耕地は、国家開発公社(NDC)からのリースと1600人の小地主からの借地が半々であるが、農地改革省は、NDCからの全リース地を取得、分配し、農民の協同組合化か法人化を監理する。デルモンテ社は非農耕地をひきつづきリースする。

トマレーシア閣議、フィリピン漁民48人釣放命令——フィリピンとの「相互理解と協力」のため上告取り下げ

も決定。マングラブス外務長官はこれを発表、上院はサバ要求取り下げ法案を議決すべきことを示唆。13日帰国。

11日 トマレーシア、国境問題で交渉に応ず——同日のマハティール首相のアキノ大統領宛ての電話で回答。

12日 トLDP 合流を議決できず——PDP・ラバン全国協議会、代わりに9月15日全国大会開催を決定。

13日 トラウレル、アキノを無能として辞任を要求——指導部交代のため特別選挙に道を開け、決断の助けになるなら自分も辞任すると。大統領、副大統領に反論：彼が責めるべきは自らである。政府意思決定への参加はゼロに近く、特にもっとも助力が必要だった2回のクーデタ局面で、不在であるか支援を拒否した。

トUNIDO 所属議員追随せず——下院議員22人中、20人は離党するか、ラウレルの行動へのかかわりを否定。

トPCGG 委員長に Mateo Caparaz 弁護士が就任。

14日 ト大統領：Alsa Masa は CAFGU に編入する。

15日 ト大統領、チャベス検事総長に復職を命令。

16日 ト養鶏畜産業発展協会、CARP の例外化を訴え——大統領に態度声明書を提出。企業的農場扱いで労働者、職員に土地移譲までの暫定期間、粗売上げ高の4% 分配が義務づけられる点について。

トラウレル副大統領、一週間以内のアキノ辞任を要求。

17日 ト比米基地協定見直し交渉は9月まで中断。

ト閣議で政府省庁・金融機関の業績評価開始。

トマルコスのリベート関連で元閣僚の証言を許可——公務員犯罪特別裁判所、チャベス検事総長の申請に対し。証人は元公共事業道路相 B. Aquino。

18日 トIMF・世銀、中銀のペソ高誘導に警告——同日付 MB 紙、金融界筋の談として報道：モンソド NEDA 長官も中銀のペソ価値維持のための国債買い支えを批判。

トアキノ大統領は92年に再選を求めず——実弟のコフアンコ下院議員、MC 紙に言明。

19日 トマルコス帰国許可是公務員特別裁判所次第——アキノ大統領、同裁判所が18日、アキノ元公共事業相の証言をとる時にはマルコス前大統領は反対尋問する憲法上の権利があると決定したことに対して。チャベス検事総長は「政治・治安上の問題」を生ずるとして反対。

20日 トシソンの再逮捕命令を確認——デビーリヤ参謀総長。シソンは CPP の委員長に就任し、現在はヨーロッパで資金集め中と報じられている。

トサウジアラビア、フィリピン労働者雇用停止——ドリロン労働長官、現地大使館からの連絡として同国内務省が新規契約労働者への就労査証発給を停止中と発表。

21日 トアキノ大統領、辞任要求を正式に拒否——アキノ元上院議員暗殺5周年ミサの席上で。同議員の死であった国家統合を反対派が弱めようとしていると非難。

同日ラジオ放送で、政府汚職反対100万人署名運動は外国におけるわが国のイメージを傷つけると危惧を表明。

22日 トマルコス、比政府に帰国許可を訴願——同日付で妹の Fortuna Marcos Barba に、18日の決定を即時実施するよう公務員犯罪特別裁に緊急訴願するよう指示。24日訴願提出。

ト畜産・養殖業を除外する農地改革法修正案上程——同日付 MB 紙報道。バタンガス州 H. B. Perez 下院議員。

ト新任委員長を除き PCGG の4委員、無期賜暇に——

23日、大統領はうち J. Laureta 委員の辞任発表。25日、2委員代行任命を発表：Nievalena V. Roste, Maria H. Reyes。

ト民間金融部門の対外商業借款債務繰り延べ——中銀回状1179号による実施ガイドライン。87年1月～92年12月に満期到来の第2次分10億0500万ル。

24日 ト上院、オンブズマン室構成法案を可決。

26日 トマルコス帰国に反対表明——チャベス検事総長：公務員犯罪特別裁には請願に救済を与える権限がない。また刑事案件ではないのでマルコスの出席要せず。ミトラ下院議長：圧倒的多数を背景に帰国に反対する。

27日 ラモス国防長官：帰国はわが国に重大な問題を提起するが、政府は起こりうる非常事態に以前から準備あり。

ト三権代表者が汚職腐敗の抑制と裁判の促進を協議。

27日 ト国軍全部隊、全面警戒態勢に——同日付 MC 紙：マルコスの帰国可能性、アキノ大統領の29日からのブルネイ訪問を控え、首都圏は24日から第2警戒態勢、その他は28日8時までに第3警戒態勢に入る。23日、大統領はクーデタの噂を一笑に付し、国軍指導者も度たび情勢の安定を言明している。28日はクーデタの1周年。

ト副大統領を指導者に反アキノ連合結成——国民運動連合(UNA)。参加団体：ナショナリスト党、UNIDO、KBL、GAD、ミンダナオ同盟、ムスリム連邦党、キリスト教社会民主党、フィリピン消費者党、憂慮する運輸団体連合(ACTO)。10項目政綱：憲法改正、連邦制、議院内閣制、共産党の合法化、統合参謀本部長の4軍輪番制、期間10年以内・漸廃方式の米国との新基地協定など。

29日 トアキノ大統領、ブルネイを公式訪問——同行は外務・商工・農業・労働長官、首席補佐官ら。大統領は31日帰国し、ボルキア国王は対比多国間援助計画への参加と支持を約束、また両国は貿易、民間投資、通信・海運・建設分野の合弁推進で一致した、と言明。また労働省に同地の出稼ぎ労働者のための福祉官常駐を命じた。

30日 トマルコス派軍にもう1隊判明——「マルコス軍徹底抗戦司令部」(Malcom)と首都圏防衛司令部発表。

31日 ト台湾、1～6月の対比外国投資の首位に——1億3400万ル、米国6700万ル、日本2430万ル(商工省発表)。

## 9月

1日 トCHDF のうち4万4000人を CAFGU に編入——国軍作戦部長、上院で説明。CHDFは現在6万2000人、うち「浄化された」分子を再訓練して編入する。

2日 ト市町長の警察統制権回復——国防長官、地方自治長官、国家警察委員長の間の協定覚書でなされた。

ト对外債務軽減であれば1991年以降も基地を許容——外務長官声明。債務が最重要の課題であると。

3日 ト人民党第2回全国大会——(~4日)。LP, PDP・ラバン・ピメンテル派、キリスト教民主主義全国同盟など在来政党との問題ごとの戦術的連携計画を承認。

4日 トIMF、比経済の改善認める——中銀、8月22日来の審査が終わり、IMFが8月31日にスタンドバイ・クレジット5億700万ドルの最後のトランシュ4500万ドルの実行を認めた、と発表。また、今後は拡大信用供与制度(EFF)により約20億ドルの取り入れを申請することに同意したと言明: EFFの引き出し9億ドルのはか、輸出入・金利変動補償制度4億ドル、パリクラブ14カ国との6億8000万ドルの借り換え。IMFを前提条件とした民間商業銀行とのニューマネー取り入れ交渉も可能。

トマルコス帰国の機熟さず——アキノ大統領、ラジオで言明: 86年閣議ではエンリレ現上院議員も含め全員一致で国益に反するから許さずと決めた。民主的制度はすでに成立したが、刑事訴追はなされておらず法廷に召喚の必要はない。この件で聴取者は意見を述べほしい。

6日 トIMF、675品目の輸入自由化延期認める——コンセプション商工長官、暫定関税措置制定までと。

ト下院、立法行政合同对外債務委員会設置法案を可決。

ト少数民族の父祖の地取扱いガイドライン求める——農地改革計画めぐりフィリピン部族民主主義全国同盟。

ト大統領、ディアス前PCGG委員長の辞表を公表——(1)クロニーの大部分が幅を利かせて裁判にかけられず、(2)PLDT, San Miguel, Meralco, Bulletinの処分ができるず、(3)公務員犯罪特別裁と検察庁は方向を誤られ、(4)大統領の親族からたえず攻撃を受けながら大統領から助力が与えられなかった、と述べる。

7日 トバナ農園の農地改革方式案を原則的に承認——フィコ農地改革長官、フィリピン・バナ栽培輸出業協会に対し。バナ栽培農地を労働者・従業員組合に25年賦で売却、同時に25年間リースを受ける。株式移譲は農地改革法の定める割合の株式を25年賦で同組合に売り渡す。生産・利益分与も同法に従って実施。

8日 ト大統領、単一の国家警察の緊急性を確認——國家警察委員会22周年に演説。PCと統合国家警察INPを合併してフィリピン国家警察PNPへ。法案提出中。

ト下院 LP、アキノ支持を再確認——LPは切り崩されて42下院議員の多数がLDPに加わり残留見込み18。

9日 トフェルナンデス中銀総裁の停年延長発表——大統領、22日に65歳に達するが任期一杯の1990年までと。

ト若王子事件に日本赤軍関与の可能性濃厚——梶山國家公安委員長、閣議で。10月24日までに赤軍全面否定。

10日 ト台湾、対比投資に关心——A. Periquet, Jr. 比台ビジネス協議会議長、台比ビジネス協議会との合同会議(台北、1~2日)から帰国して声明。

11日 トマングラプラス外務長官、訪米——前夜、フィリピンは年間12億ドルの基地補償要求を曲げない、米側の5億200万ドルの提案は受け入れられない、と声明。

12日 トマレーシアと領土境界問題合同協議機構設置——大統領府発表。なおシャハニ上院議員は同日の上院本会議で8日以来、マレーシア船がタートル諸島で連日領海侵犯、と演説。議会の論議活発化。

13日 ト大統領行政命令292号の廃止を要求——オブ雷前制憲委員。同命令は別称、改正行政法典で、1987年7月25日大統領が署名し発効日は88年11月24日。9日MC紙は、国防長官が国軍副司令官の権限と機能をもち、また国軍など6部門のはか統合国家警察をも管轄に收める、参謀総長は大統領と国防長官の指揮下に入る、と報道。

トラウエル、タマノ両上院議員、LPに加入——発表は14日。兩人はUNIDO所属であった。LPは9人に。

14日 トあまりに高価なら基地を他に移動する用意あり——カールーチ米国防長官、マングラプラス外務長官に言明。外務長官が前日会談したシェルツ国務長官は9日、「フィリピンの補償要求は限度を超えている」と語る。

トシソンを破壊活動で起訴——これにもとづき大統領は17日、同人の旅券取り消しを命令。

ト大統領、対マ抗議の必要なしと言明——84年版マレーシア地図でタートル諸島は明白に比領であると。15日、海軍第6管区司令官や議員達が海図上の航路を示す点線をマ側の主張する境界線と誤解していたことが判明。

ト政府の国内借り入れ限度大幅引き上げ決定——このほど開発予算調整委、当初の170億ドルから300億ドルへ。

15日 ト年末までに84商品の輸入自由化実施——コンセプション商工相、関税等閣僚委が決定したと発表。

トPDP・ラバン、ラカス両党、全国大会で解散決議。

ト王中国大使、南沙群島領有問題の暫時凍結表明。

16日 トLDP創立大会——(~17日)。「民主的フィリピンの人たたかい」。出席：上院7(2はオブザーバー)、下院158、知事42、市長30、町長1144、政府役職員3700人以上。アキノ大統領が基調演説。総裁にミトラ下院議長。議長：LDP創立は政党再編の引き金となり、最終的には戒厳令以前の2大政党制度復活に導くであろう。17日、

国軍の合理化など16項目の決議採決。

ト比例、基地補償の一部として渡債措置提案——ワシントンでマングラプス外務長官、米財務省・議会筋は同構想に関心示したと語る。比官辯筋の説明：同構想は補償のうち1億㌦でフィリピンが財務省証券を購入、それを担保に減債債券を発行し外銀所有の債権と交換する。

17日 トソ連から貿易代表団來訪——28日 MB紙、比・ソ試行的パートー取り決め合意と報道：ソ連から石炭1万㌧、比から衣料、ココナツ油。

ト軍事基地の相互撤去は両超大国間の討議すべきこと——アキノ大統領、前日のゴルバチョフ提案を論評。

19日 トサウジの出稼ぎ労働者査証發給禁止解除発表。

20日 トCARP 所要資金は3321億㌦——フィコ農地改革長官が借り入れ計画最終案として大統領に提出：事前経費7.46億㌦、農地取得・配分経費830億㌦、農家支援、インフラなど事後経費2484億㌦。

トネグロスの砂糖地主、農地買収に応ずる方向——同日付 MC紙：すでに地主28人が1万4000haを自発的に売却申し出、抵当流れの1万ha以上が交渉中。

ト農地改革法適用に10年間の猶予承認——大統領、民間の企業の農用地に。大統領農地改革協議会の席上で。

ト下院協議会、バランガイ選挙再延期を決議——21日、大統領、両院指導者、国軍の協議で上院側が反対。

ト大統領、密輸・脱税など経済事犯取締まり作戦命ず。

トマルコス、日本商社からリベート4770万㌦受け取り——1966~81年に賠償契約めぐり。円建て契約は15%，ドル建ては20%。アキノ元公共事業相らの供述にもとづく87年9月8日付 PCGG文書。20日付 MC紙報道。

22日 ト大統領、議会にバランガイ選挙再延期要請——4万2000のバランガイ中7800がNPAの影響下にあり自由な選挙が望めないと、来年5月に再設定求める。

23日 ト在比台湾商工会議所、このほど結成。

25日 ト国民は汚職腐敗のケースを当局に通報せよ——大統領ラジオ放送で政府の決意表明と協力呼びかけ。

26日 トオスメーニヤ LP 副総裁、LDP 移籍を発表。

ト崔韓国外相、このほど対比多国間援助参加を表明。

27日 ト8・28クーデタ未遂事件指導者、ケソン市で逮捕——E. Matillano 元 PC 中佐。同事件ではこれ以前に63人逮捕。中佐はホナサンと新右翼団体市民解放革命協会(RAMM)の連絡役、11月1~2日を目標に3段階のクーデタ計画「9月の黎明」を企図していたという。首都国防衛司令部は黒幕政治家10人を大統領に報告。10月3日 F. P. Baula 元中佐も2人の元軍人とともに逮捕。

ト王中国大使、このほど比=マ国境交渉に懸念表明。

ト下院、バランガイ選挙を5月9日に延期すると可決。

30日 トマセダ上院議員の LP 入党発表、LP 7人に。

## 10月

3日 トマ外務長官、国連総会で債務救済を呼びかけ——国際債務・開発委員会創設を提案。

4日 ト上院全員協議会、バランガイ選挙延期受け入れ。

5日 トCARP 所要外貨は約80億㌦——Dorothy Tadeo 農地改革次官。総経費3320億㌦のうち国内資金調達は1550億㌦、不足分1770億㌦が外貨分。

トエネルギー庁、北マティンロック2号区の出油発表。

トアマコスト米国務次官訪比——(~7日)。6日アキノ大統領と会談。双方とも、基地交渉が進展しており、基地問題はゴルバチョフ提案とかかわりなく比米間で討議さるべきものである、と指摘した。

6日 ト大統領親族へのあらゆる優遇・特権を禁止——アキノ、行政命令第94号で国家・地方公務員に対して。

7日 ト職能代表4下院議員、LDPに入党——農民代表2、労働代表1、復員軍人・老人代表1。この結果、残る無所属は1に。

ト最高裁、ゴンサレス特別検察官の法律業務無期停止——10日、フェレル副特別検察官が「暫定的」に後継者に。

9日 ト全軍警指揮官に重要施設の警備強化を命令——PC・INP 司令官、右翼過激派10日決起の情報により。

10日 ト公務員犯罪特別裁、マルコス帰国許可請願却下——「政治的問題」であって大統領のみが決定できると。

11日 トスルーに陸軍4大隊を派遣——MB紙報道。中東からの火器密輸入、ミスマリの帰国近しなどの情報で情勢緊張。14日大統領、南部方面軍 M. Cacanando 司令官を呼び派遣決定につき説明を要求、また T. Loong 知事に地方レベルでの MNLFとの和平交渉開始を許可。

ト外国債権銀行諮問団は20億㌦新規融資に原則同意——8週間後交渉再開までにIMFとの新規取り決め望む。大統領府、4~6日のニューヨーク交渉について発表。

12日 ト非銀行外貨取引業者に手入れ——中銀筋、海外ドル送金が銀行を経由するようにし、ペソに対する売り圧力を鎮めるため、と説明。

ト米国での訴訟取引にかかわりなくマルコスを裁く——カパラス PCGG 委員長声明。11日、有罪を認め不正取得資産を放棄すれば、米政府がマルコスを免訴にする可能性が報じられたことについて。

13日 トCARPは投資家の操業規模を制限せず——フィコ農地改革長官声明：制限するのは所有規模である。

ト「一つの中国」政策は民衆レベルの交流を妨げず——アキノ大統領、12日チャコソ海外雇用局長が台湾企業のフィリピン人雇用拡大の問題で訪台したことに関連して言明。15日、同局長は台湾経済部職員との交渉を認める。

15日 トバウラ中佐、クラメ基地から脱走図り射殺さる。  
トレイテ島バロのマッカーサー元帥像爆破さる。

17日 トクロウ米統合参謀本部議長、大統領を訪問。

ト比米軍事基地協定見直し了解覚書に調印——ワシントンでマ外務長官とシェルツ国務長官との間で。妥結した補償額は90~91年の間に年間4億8100万<sup>フ</sup>（軍事援助2億<sup>フ</sup>、経済援助基金1億6000万<sup>フ</sup>、開発援助・食糧援助9600万<sup>フ</sup>、住宅投資保証2500万<sup>フ</sup>）。減債資金は得られなかった代わりに、未支出の援助資金2億4800万<sup>フ</sup>と将来の同1億6800万<sup>フ</sup>の支出促進が約束された。レーガン大統領はアキノ宛書簡で、ほかに現行軍事援助クレジット2940万<sup>フ</sup>の返済免除、米輸出入銀行の借款、保証、保険3年間3億5000万<sup>フ</sup>、海外民間投資公社の保険、金融保証1億5000万<sup>フ</sup>を関係機関に要請すると約束。

ト経済回復の制約要因——財務長官、債務返済負担、電力供給の不足、運輸通信施設のおくれを挙げる。

ト大統領、中銀通貨委に「債務の株式化」再検討命ず。  
18日 ト上院、ASEAN合弁事業改定基本協定を批准。

ト上院に基地取り決めの核条項に対する懸念——タニヤーダ、エンリレ両議員、5月上院が可決した核兵器禁止法案の立場を押し切るものという反対意見を表明。また上院の批准を要するという意見がより広く存在する。

20日 ト包括農地改革法実施ガイドライン完成と発表。  
ト上院、バランガイ選挙を2月25日に設定する議決——21日の両院協議会は3月28日に決定。

21日 トレーガンから対比多国間援助を保障する書簡——アキノ大統領、プラット米大使から直接届けられたとして披露。なおマングラブス外務長官はこの日帰国、新基地取り決めの包括的補償額は年額、ハード部分4億8100万<sup>フ</sup>、ソフト部分3億5500万<sup>フ</sup>、債務軽減3億9000万~4億8000万<sup>フ</sup>になる、と発表した。

トニューヨーク連邦大陪審、マルコス夫妻を起訴——他の8人とともに不正に取得した1億300万<sup>フ</sup>を米国に移すなど6件の容疑で。米政府筋によると、同筋は20日まで資産を放棄して有罪を認めることと引き換えに起訴を免れる司法取引の機会を与えたが、マルコス側が応じなかつた。レーガン大統領は数日前に決定を大陪審に委ねた。アキノ大統領は、マニラで刑法上起訴される時は帰国を許す、また米政府は回収した金をフィリピンに引き渡すものと確信する、と言明。

23日 ト大統領と外務長官、新基地取り決めにつき説明——ラジオ番組で。(1)基地協定が1991年に失効したあとでの扱いは討議しなかつた、(2)フィリピンの憲法条項に従い核・非通常兵器は比政府の承認なしに持ち込まない、(3)基地内の建築物はフィリピンの財産であり、権利書が引き渡される、(4)補償額は4億8100万<sup>フ</sup>の確定部分の他、

「創造的部分」は、海外基地のフィリピン商品買付け、債務軽減の状況によっては10億<sup>フ</sup>以上にもなる。

トNPA 100人がイサベラ州で町役場と警察署襲撃。

ト米政府、ソ連船のPhilseco修理ドック利用を懸念——AP：スーピック海軍基地に隣接し米政府は反対しているが、同ドックは赤字を出しておりフィリピン政府の反対は以前のように決然とはしていない。

24日 ト日本の対比贈与6事業94.78億円交換公文調印。

トホワイトハウス、マルコス政治献金受領を否定——31日付 Newsweek 誌報道：米下院アジア太平洋小委が、レーガンへの1980年400万<sup>フ</sup>、84年800万<sup>フ</sup>の献金の可能性を示唆する文書と証言にもとづき調査を開始。

25日 トEC 8カ国が対比多国間援助に協力を約す——大統領府発表。イタリア、スペイン、オランダ、デンマーク、フランス、ベルギー、西ドイツ、イギリス。

ト台風ウンサンの襲来で死者・行方不明150人以上——大統領、26日首都圏と5地方に災害宣言（のち4地方追加）。この中で乗客500人をのせた内航フェリー沈没。

27日 ト在サバ州比人労働者に旅券や法律の援助へ——MC紙：サバ州政府が9月28日、年末を期限に不法外人労働者特赦を発表したのに対処して省間タスクフォースを結成する。外務省推定のサバ滞在者は難民10万、労働者15万、その家族5万人、永住・自営業5万人。

ト大統領、EO 292号実施とCAFGU支持を再確認。

ト技術的にはデフォルト状態——8月31日、パリクラブに満期債務6億8000万<sup>フ</sup>を支払わなかつたため。中銀総裁：新しいリスク協定で解決すると要請済み。

28日 トアジア開銀、対比1億2000万<sup>フ</sup>の借款承認——国営電力公社向け。同時に技術援助贈与23万<sup>フ</sup>も。

ト大統領と外務長官、基地取り決め実施で一致——発効は即時、上院の批准権主張については対話を続ける。なお長官は91年以降も基地使用を許すと決めるのであれば、新基地協定の交渉開始は早期に行なうべきだと言明。

29日 ト国民経済会議第1回全国大会——1300の各地支部を代表する小企業家が参集。PECsは主として「自由選挙のための全国市民運動」の組織から発展したもので、大統領に、小企業振興、地方分権化の諸要請を行なつた。

トPOEA、サウジへの家事労働者派遣禁止を解除。

30日 トNPAとMNLFの同盟——南部方面軍司令部、最終的に軍事戦術的に同盟し、共同で多数の訓練キャンプを監理し、28日には共同で政府軍を攻撃したと報告。

31日 トBOI、2年間にわたり中古車輸入を承認。

ト鉱山業外資企業は出資比率100%まで可能——EO 279号により L.R.Bautista 副商工長官発表。ただし5000万<sup>フ</sup>以上を投資する大プロジェクトに技術・金融援助を行なう場合に限り、環境天然資源長官と交渉できる。

11月

2日 ▶比政府、マルコスの免責特権を放棄——起訴の2カ月前に閣内委員会で検討し米国の裁判所に起訴の許可を与えた、とマングラブス外務長官発表。

▶現比米軍事基地協定の満期日は1991年9月16日——大統領、憲法第18条25節の規定にもとづき説明。

3日 ▶PCGG、不正財産取得事件で初の刑事起訴——マルコス・クロニーの R. Zamora 下院議員、V. Chudian 他2人。チュディアンに対するフィリピン輸出対外借款保証公社の請求権2500万㌦を放棄させ、530万㌦を支払わせるよう共同謀議を行ない政府に損害を与えたと。

4日 ▶Meralco 株直接債務買上げ契約は適法——司法長官の見解発表(7月21日参照)。

▶大統領、フェレル公共事業相と同次官の辞表受理——後任者 Fiorello Estuarとともに大統領、5日発表。

▶バランガイ選挙、3月28日に確定——大統領が法律6679号(法律6653号の修正)に署名したことにより。

6日 ▶CPP 中央委員、マニラ国際空港で逮捕——Ignacio Capegsan。3月に北部ルソン委員長を解任されるまでは党内序列第3位であったという。

7日 ▶政府、88年3度目の石油製品価格引下げ——リッター当り平均75.7%。翌日実施。またバス、ジプニー団体に運賃引き下げを要請(14日実施)。

8日 ▶基地協定早期交渉開始を——在米のプラット大使:交渉、批准は長期を要するだろうから明年のいつかに。今回の取り決めはその土台となりトーンを定めた。

▶台風「ヨニン」南部ルソン襲い死者・不明300人。

9日 ▶上院、基地取り決め批准を強制せず——サロンガ議長宣言:ただし核条項に留保する立場につき決議を行なうと8日の全員協議会で決定(22日、取り決めの核条項は違憲と決議:上院決議316号)。

10日 ▶中銀、このほど「債務と環境のスワップ」承認——援助国が債権を割引で買い代金は環境保護事業に。

▶フィリピン契約労働者の受け入れを保証——サウジ大使、ヘララ上院労働雇用委員長に。

▶李登輝台湾総統はより確実な投資保障求める——ペリケット比工商会議所会頭、下院に提出された「比台関係法案」(HB 16421号)に関連して証言。

▶反乱活動地域に中立地帯設置を——カトリック司教會議、大統領に交渉を提案。

12日 ▶ドール上院議員ら米議会代表団訪比——14日、アキノ大統領らと会談。記者会見で「ブッシュ次期大統領は、レーガンの対比多国間援助の約束を守る。91年までに在比基地維持の長期の条約が成立することを希望」と説明。マ外務長官は条約を国民投票にかけると表明。

▶キンタナール NPA 司令官と妻、クラメ基地脱獄。

14日 ▶人権グループ、上半期の行方不明者82人と発表——17日、大統領に社会運動家失踪を止めさせよと訴え。

15日 ▶必需品価格凍結と部品輸入——コンセプション商工長官、ミルク、食品、紙、石鹼、建設資材価格3カ月間凍結を命令、また運輸業界に部品の直接輸入を許可。

16日 ▶1988~92年平均年率6.5%の成長は可能——IMFとの交渉代表の1人モンソド経済計画長官、IMF側の改定開発計画成長率見通しの引き下げ要求に対し。

▶日本の労働市場の自由化を交渉中——チャコソ海外雇用局長声明。建設労働者など不足職種について。

17日 ▶アキノ、地主に農地改革への協力呼びかけ——アクラン州で、その他社会各層に対しても協力要請。

▶スルー州で PC・INP 州司令部と分遣隊襲われる——PC による副知事の弟射殺を引き金に副知事派200人の武装集団が起こしたもの。18日 ラモス国防長官、現地で鎮静化図る。

18日 ▶日、米と多国間援助構想枠組みにつき大筋合意——同日付『日経』。世銀、IMF、ADB は援助執行の「監視役」も兼ねて参加。援助総額は5年間90~100億㌦程度。今後 EC、ASEAN 各国に協力を呼びかけ、早期に援助国会議を開き、1990年からの始動を目指す。

▶農地改革省、このほど畜産業者の除外提案を拒否——5ha の基本留保のほかに農地をもたない株主1人につき3ha の留保を認めよという提案。

▶クロニー12人に免責を——Severina Rivera PCGG 在米総合顧問が要請。R. Gapud、R. Zamora 他10人に免責を与えることで彼らを証人として民事、刑事のマルコス訴追を促進できる。

▶大統領、対外債務問題で両院議長、財務長官らと協議——議会側は債務返済上限設定の立法化を主張。

▶ホロで MNLF 指導者と部下119人投降。

▶不法な交通スト、路線経路短縮に制裁命ず——大統領、最近の運賃引き下げに対する運輸業者の動きに対して。21~23日、全国運転手組合連合の2役員を逮捕。

19日 ▶1~9月 NPA 掃討作戦の成果——ラモス国防長官発表:NPA 兵力は6月末の2万5800人から9月末の2万4430人へ、影響下にあるバランガイ数は6月末の19%から18%(7902)にそれぞれ減少。

▶アキノ政権就任1000日——(10月22日から休会中の議会この日再開)大統領記念演説:[成果] 民主主義の回復、経済の再生、公共事業計画・農地改革・無料の公立中等教育・保健の拡充、の着手。[欠点] 微税・密輸取締り不振、マニラのごみ問題、左翼運動指導者暗殺。[次の1000日の目標] 6.5%成長、年間100万人の雇用機会創出、貧困線以下の戸数の65%から45%への減少。この

日、運賃引下げ反対のジプニー運転手ストで学校は全休。

22日 ト IMFとの交渉(2日～、マニラ)中断——ハイメ財務長官、IMFは6.5%の成長率目標は支持しており、適当な時期に交渉を再開してそれを裏付ける計画を練り上げることになろう、と説明。フィリピン側は6.5%成長に向け2年間31億㌦の資金ギャップを埋めるためIMFにEFF9億㌦、CCFF4億㌦を要請中。

23日 ト改正行政法典(EO 292号)の実施1年延期可決——上院可決に続き下院も。25日アキノ大統領署名。

24日 ト債務返済限度を輸出稼得の20%とする法案可決——上院、全会一致で(SB 535号)。1989～90年の間。

トLDP、下院運営の主導権握る——LP、無所属が占めていた8常任委員長職をLDPに入れ替え。

ト原料ナフサの48%関税免除法案、下院歳入委で可決——台湾資本のPNOCとの石化合弁事業促進のため。

トサロンガ上院議長、アキノに警告——(下院の役員構成の改造に反対したうえで)政権が国軍に依存するのは危険の源になりうる。またアキノ大統領は迅速に汚職・密輸・脱税者を訴追しなければならない。

25日 ト大統領、製造・流通業者に基本物資値下げ要請。

トNPC、電力1kWh 4セントボルト値下げ発表。

26日 トアキノ＝ガルマン殺人事件2証人の追体発掘——タルラク州カバスの砂糖農園で。

27日 トマングララス外相、ベトナム訪問——29日グエン・コ・タク外相と共同新聞発表：(1)東南アジア平和・自由・中立・友好・協力地帯の実現、(2)カンボジア問題が交渉で解決されつつあることに満足、(3)年次政治協議の設定、(4)経済、通商、科学、技術、文化面の長期、多面的な協力、(5)領土・管轄要求を含めあらゆる紛争の和平的解決。また28日、両国は航空運航協定に調印。

ト土着・伝統文化に関する第1回国際祭典・会議——マニラで閉幕。7項目の世界部族民の普遍的権利に関するマニラ宣言を採択。また50以上の決議採択。

28日 トアムネスティ、ひきつづく人権侵害に警告——MC紙、未発表の報告書を報道(12月15日公表)。囚人に対する拷問と不当な取扱いがつづき、アキノ政権下で官憲に対して処罰がなされていない。

29日 ト1990年9月16日以前に比米基地協定終結を通告——大統領、上院の適時通告決議に同意を表して発言。

ト商工長官、台北の会議で基調演説——アジア太平洋商工会議所連合会会議。

30日 トPCCI、債務返済限度立法化に反対——態度表明の文書発表：複雑な問題に一方的な限度設定で対処することはできない。債務を履行しなければ借款その他低成本の資金源が断たれるかもしれない。

## 12月

1日 ト共産主義者が3万1000haを実力土地解放——国防長官、大統領宛書簡で占拠農民を取締まらなければ情勢は収拾できなくなる、と警告。行なわれているのは中部ビサヤ、中部ルソン、イロコス。2日大統領が警告。

ト上院、慢性的スクオーター問題に懸念を表明する決議。

ト政府とNPC、ウェスチングハウス社を訴え——21億㌦の原子力発電所の建設にからみ、贈賄、詐欺、過失を指摘し、米ニュージャージー地裁に。契約破棄、支払済みの金の返還と損害賠償を要求。本社のほかにWHインターナショナル・プロジェクト社、バーンズ・アンド・ロウ・エンタープライズ(設計)も被告に。

ト北サンボアンガでのNPA 1329人が投降。

3日 トバシランでMNLF司令官、部下130人と投降。

5日 ト海外経済協力基金、借款の手続き延期——「輸出近代化資金」。DBP高官によれば、フィリピン政府とIMFの交渉妥結がおくれたため。同日付MC紙報道。

ト東銀、「債務の株式化」で2行の株式買取りに合意——プルデンシャル銀行株式の10%(1億4300万㌦)、フィリピナス銀行の30%(1億0900万㌦)。

トドリロン労相のサウジ訪問(2日～)、合意に達せず。

6日 トビメンテル派、LDPの政党登録に反対——PDP・ラバンはラカス・ナン・パンサとの合併に同意したことではない、LDPの党名はPDP・ラバンの単語の合成から取られたものであると。

ト中国、このほど比越の南沙群島問題言及に不快表明。

7日 ト不条理な対外債務の否認は合憲、合法的——司法長官、このほど下院経済委員会に書簡で見解伝える。

トMeralco株処分問題妥結——(1)1990万株を6億9000万㌦で直接債務買取り、(2)銀行シンジケート側は株を株式市場を通すか直接に市場価格で売却、(3)投資額6億9000万㌦を超える収益は、30%政府、70%はFPHCとシンジケートが均分する。大統領承認により23日調印。

8日 ト大統領、日本輸出入銀行の借款承認求める——1億5400万㌦を年内可及的速やかに。IMF交渉中の結果、パリクラブとのリスク交渉が成立せず、9日から利払いが止まって技術的にはデフォルト状態に。

9日 トアキノは1992年に再出馬を迫られることも——コファンコ下院議員宣言：現在出馬しないとの意志は固いが、たとえば連立勢力の有力候補者が以前のように一致して推すならば、再出馬を説得されるかもしれない。

トMNLFとの交渉再開を求める決議案——ミンダナオの2上院議員提出。MNLFぬきに永続的解決なしと。

12日 ト大統領、ミンダナオで3万haを分配——農地改革計画で多国籍企業(ドール、デルモンテ、NDC・ガ

スリー)の各農園が政府に引渡した土地。ブキドノン、南コタバト、南アグサンの2万4250haを1万7386人の農場労働者に。別に第10、11、12地方で4744haを。

13日 ト対比多国間援助事業として1019件を準備——MC紙報道：総額3770億<sup>ペソ</sup>、うち資金援助3530億<sup>ペソ</sup>、技術239億<sup>ペソ</sup>。〔資金援助内訳〕運輸930億<sup>ペソ</sup>、農業・農地改革243億<sup>ペソ</sup>、エネルギー・電力・電化866億<sup>ペソ</sup>、上下水道240億<sup>ペソ</sup>、社会サービス200億<sup>ペソ</sup>。

14日 ト大統領、クリスマス・ボーナス法案に署名——150万人の国家・地方公務員に1カ月分+1000<sup>ペソ</sup>。前週末上院側が下院案に歩み寄って妥協成立。

ト上院、164億<sup>ペソ</sup>を削減して89年度予算案可決——さきに下院は3億9500万<sup>ペソ</sup>を削減。

15日 ト参謀総長、アバディーリヤ元大佐の釈放命ず——北イロコス州副知事。87年1月27日のテレビ局占拠事件の軍事裁判で14日無罪判決。大統領も16日承認。

ト下院の債務返済上限20%法案可決を要請——モンソド経済計画長官、下院経済委員会の証言で。

トNPA、一方的にクリスマス停戦を声明。

ト警察軍、1989年に火力と機動力を強化——モントニア監察軍司令官宣言：火器2万1000丁、パトロール用ジープ1500台、自動車1600台、オートバイ5000台装備。

ト今年度財政赤字幅は250億<sup>ペソ</sup>に拡大——カラーゲ予算長官、見通し発表。当初目標は202億<sup>ペソ</sup>。

16日 ト議会、総額2274億<sup>ペソ</sup>の1989年度予算可決——両院協議会で妥協成立：政府要求2289億<sup>ペソ</sup>から下院の削減額3億9500万<sup>ペソ</sup>に加え新たに44億<sup>ペソ</sup>を削減。両院は予算赤字をGNPの2.5%限度とし、大統領府によるいかなる削減復活も認めないことで合意。なおCAFGUの削減額は2億<sup>ペソ</sup>。ただ、44億<sup>ペソ</sup>のうち30億<sup>ペソ</sup>は資金手当のない未計画歳出分なので実質的削減は14億<sup>ペソ</sup>だけ。大統領は12月29日署名、若干の項目を拒否すると言明。

ト大統領、再選出馬を明確に否定——カビテ州で。

17日 ト政府の回教徒地域限定自治案は宣伝手段——ミスワリMNLF議長、訪問先のカイロで言明。

18日 トIMFとの新規融資交渉は1月再開——ハイメ蔵相宣言：交代した代表団が関係省庁と協力してIMFに提出すべき改定経済計画を作成中。

20日 トソ連・東欧との経済関係の拡大に期待——マングラブス外務長官宣言：シェワルナゼ訪比を前に、自分を長とする関係省庁間委員会が19日、ソ連との貿易と主要分野特定事業での協力を促進できるという一般的結論に達した。政府は一定の港でソ連船舶を修理する考えを受け入れることができる。ただ、フィルセコは日本の借款で建設した経緯から法的制約がある。製造業、鉱業開発、環境事業はソ連が現在検討している。

21日 ト大統領、クリスマス・新年の一方的休戦を宣言——政府軍は23日深夜から24日深夜まで、30日深夜から1日深夜まで攻撃的軍事行動を停止する。NPAは25日、ケソン州で9月以来人質となっていた国軍6兵士を釈放。

トシェワルナゼ・ソ連外相訪比——(~22日)。22日アキノ大統領、マングラブス外務長官と会談。外相は国内共産党反乱は支援しないと保証、大統領はゴルバチョフ書記長からの訪ソ招請受諾を回答。共同声明(両国大使が仮調印)：(1)フィリピンは外国基地は暫定的であるというASEAN宣言順守を約束、(2)核兵器完全禁止のための多国間条約が必要、(3)両国間の貿易を年間2億<sup>ペソ</sup>に拡大するよう努力し、必要なら合同協力委員会を設置。

22日 トコルディリエーラ自治地域基本法草案採択——コルディリエーラ地域諮詢委員会、大統領に送付。

23日 ト第15次円借款885億円交換公文に調印——マニラでマングラブス外務長官と田中駐ビ大使との間で。

24日 ト農地の工業用地、大量住宅計画、靈園への転用——施行規則をこのほど農地改革長官が承認。

25日 トCPP中央委、再建20周年前夜に声明——次の10年以内に民族民主革命の全面勝利は十分予測できる。現在の実勢：党员3万5000人、NPAは1968年35丁の武器をもつ60人がライフル1万丁、その他の武器7000丁に成長。73州に60の基地があり、1000万人が大衆組織に。

26日 ト多国間援助のフィリピン側利用詳細案の準備あり——大統領：89年の包括援助実現と皮切りの国務省の2億<sup>ペソ</sup>提案が米議会に受け入れられることを樂観視。

ト「債務の株式化」350件、12億4000万<sup>ペソ</sup>を承認——中銀発表。11月末現在。申請は401件、18億2000万<sup>ペソ</sup>。

28日 ト大統領、1月9~13日の特別会期招集——ミンダナオ、コルディリエーラ両自治地域基本法案審議。

31日 トJ. LunetaがCPP臨時指導部に就任——PC-INP司令官、このほど発表。11月北ルソンで行なわれた中央委幹部会で書記長に任命され、同時にシソンの帰国まで臨時委員長に指名された。同時にA. Ma. ZumelとA. Tujanが幹部会員に昇格。

ト政府の「債務の資産転換」取引は88年24億<sup>ペソ</sup>に——財務省、年末までの見通しをこのほど発表。それにより8億<sup>ペソ</sup>分の債務支払いが軽減される。

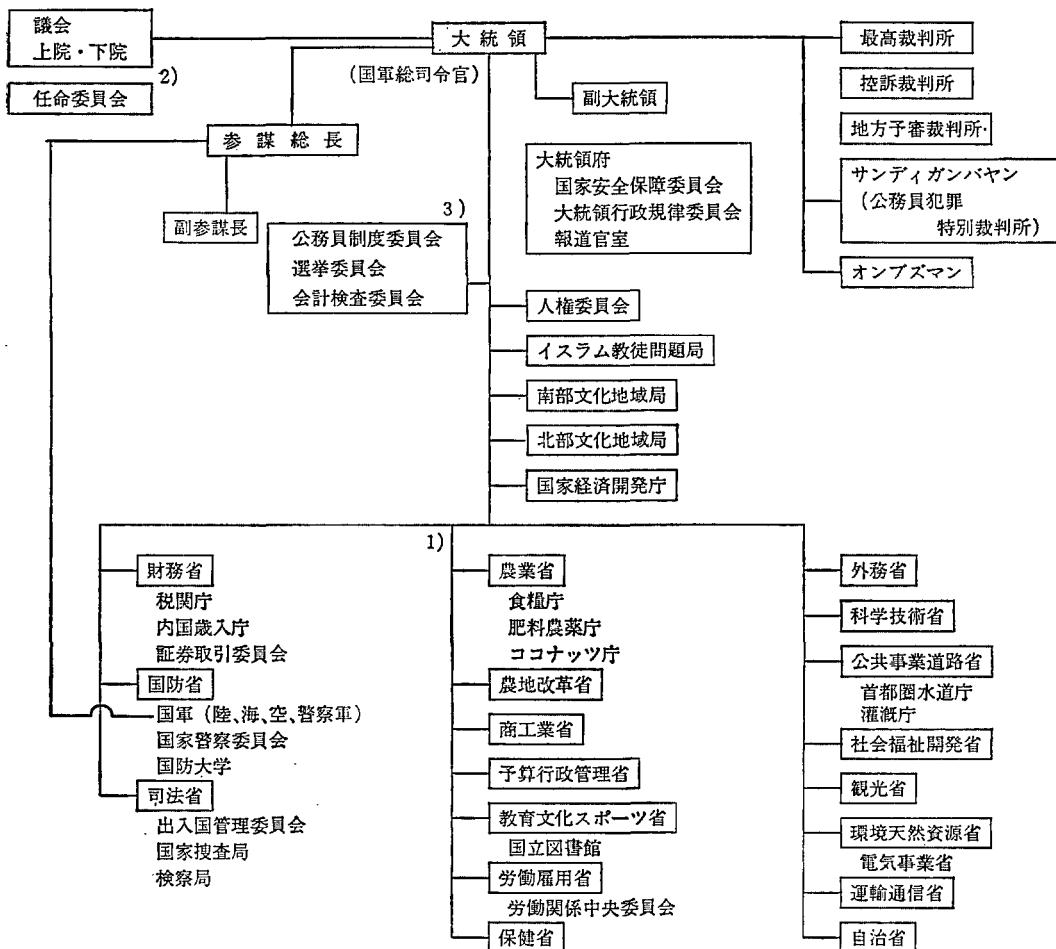
ト大統領、マルコス帰国要請をふたたび拒否——国益と達成した回復と安定の成果とを守るためにと声明。ラウレル副大統領とマセダ上院議員が許可を要請していた。

トNEDA、88年のODA実績発表——協定は87年の5件6億6900万<sup>ペソ</sup>に対し33件23億<sup>ペソ</sup>。〔多国間〕世銀5億2500万<sup>ペソ</sup>、ADB3億6940万<sup>ペソ</sup>。〔二国間〕日本12億<sup>ペソ</sup>、米国3000万<sup>ペソ</sup>、西独2750万<sup>ペソ</sup>。実行率は87年末71%に対し88年9月末77%。

参考資料 フィリピン 1988年

- |               |            |
|---------------|------------|
| [1] 国家機構図     | [2] 州知事名簿  |
| [3] 主要人名簿     | [4] 市・町長名簿 |
| [5] 主要政党・政治団体 |            |

## 国 家機構図 (1988年12月現在)



(注) 1) 各省には主要外局のみ記す。2) 委員長は上院議長、上下両院各12人の議員から構成される。3) 憲法の規定による委員会。

## 2 主要人名簿

(1988年12月31日現在)

## 閣僚名簿

大統領	領	Corazon C. Aquino
副大統領	領	Salvador H. Laurel
外務長官	官	Raul S. Manglapus
財務長官	官	Vicente R. Jayme
自治長官	官	Luis T. Santos
国防長官	官	Fidel V. Ramos
司法長官	官	Sedfrey A. Ordoñez
農業長官	官	Carlos G. Dominguez
商工業長官	官	Jose S. Concepcion, Jr.
農地改革長官	官	Philip Ella Juico
予算行政管理長官	Guillermo N. Carague	
教育文化スポーツ長官	Lourdes R. Quisumbing	
保健長官	Alfredo R. A. Bengzon	
労働雇用長官	Franklin M. Drilon	
科学技術長官	Antonio Arrizabal	
公共事業道路長官	Firello R. Estuar*	
社会福祉開発長官	Mita Pardo de Tavera	
観光長官	Jose Antonio U. Gonzalez	
環境天然資源長官	Fulgencio S. Factoran, Jr.	
運輸通信長官	Rainerio O. Reyes	
社会経済計画長官	Solita Collas-Monsod	
(国家経済開発庁事務局長)		
官房長官	Catalino Macaraig, Jr.	
〔補佐機関〕(閣僚待遇)		
大統領行政規律委員長	Mateo Armando T. Caparas	
国家安全保障会議事務局長	Emmanuel V. Soriano	
首席補佐官	Jose P. de Jesus	
報道官	Teodoro D. Benigno	

## 主要官公庁関係

人権委員長	Mary Concepcion Bautista*
出入国管理委員長	Miriam Defensor-Santiago
税関長官	Salvador M. Mizon
内国歳入庁長官	Bienvenido Tan, Jr.
駐米大使	Emmanuel N. Pelaez
駐日大使	Ramon V. del Rosario

## 〔憲法の規定による委員会〕

公務員制度委員長	Patricia A. Sto. Tomas
----------	------------------------

選挙委員長 Hilario G. Davide

会計検査委員長 Eufemio C. Domingo

## 〔政府企業〕

中央銀行総裁 Jose B. Fernandez Jr.

比開発銀行会長 Jesus P. Estanislao

比国立銀行頭取 Edgardo B. Espiritu

## 司法機関

最高裁判所長官 Marcelo B. Fernan

検事総長 Francisco I. Chavez

公務員犯罪特別裁判所(Sandiganbayan)裁判長  
Francis E. Garchitorena

オンブズマン Conrado M. Vasquez

## 議会関係

上院議長 Jobito R. Salonga

副議長 Teofisto T. Guingona Jr.

与党院内総務 Orlando S. Mercado

野党院内総務 Juan Ponce Enrile

下院議長 Ramon V. Mitra Jr.

副議長 Antonio V. Cuenco

与党院内総務 Francisco S. Sumulong Sr.

野党院内総務 Rodolfo B. Albano

## 国軍司令官

参謀総長 Renato de Villa (大将)

副参謀長 Antonio E. Sotero (中将)

参謀次長 Emerson C. Tangan (少将)

陸軍司令官 Mariano Adalem (少将)

海軍司令官 Carlito Y. Cunanan (少将)

空軍司令官 Jose L. de Leon, Jr. (少将)

警察軍司令官 Raman E. Montaño (少将)

警察軍首都圏司令部(CAPCOM)司令官 Alexander Aguirre (准将)

## 〔方面統合司令部(AUC)〕

北部ルソン方面軍司令官 Bayani N. Fabic (准将)

南部ルソン方面軍司令官 Alejandro A. Galido (准将)

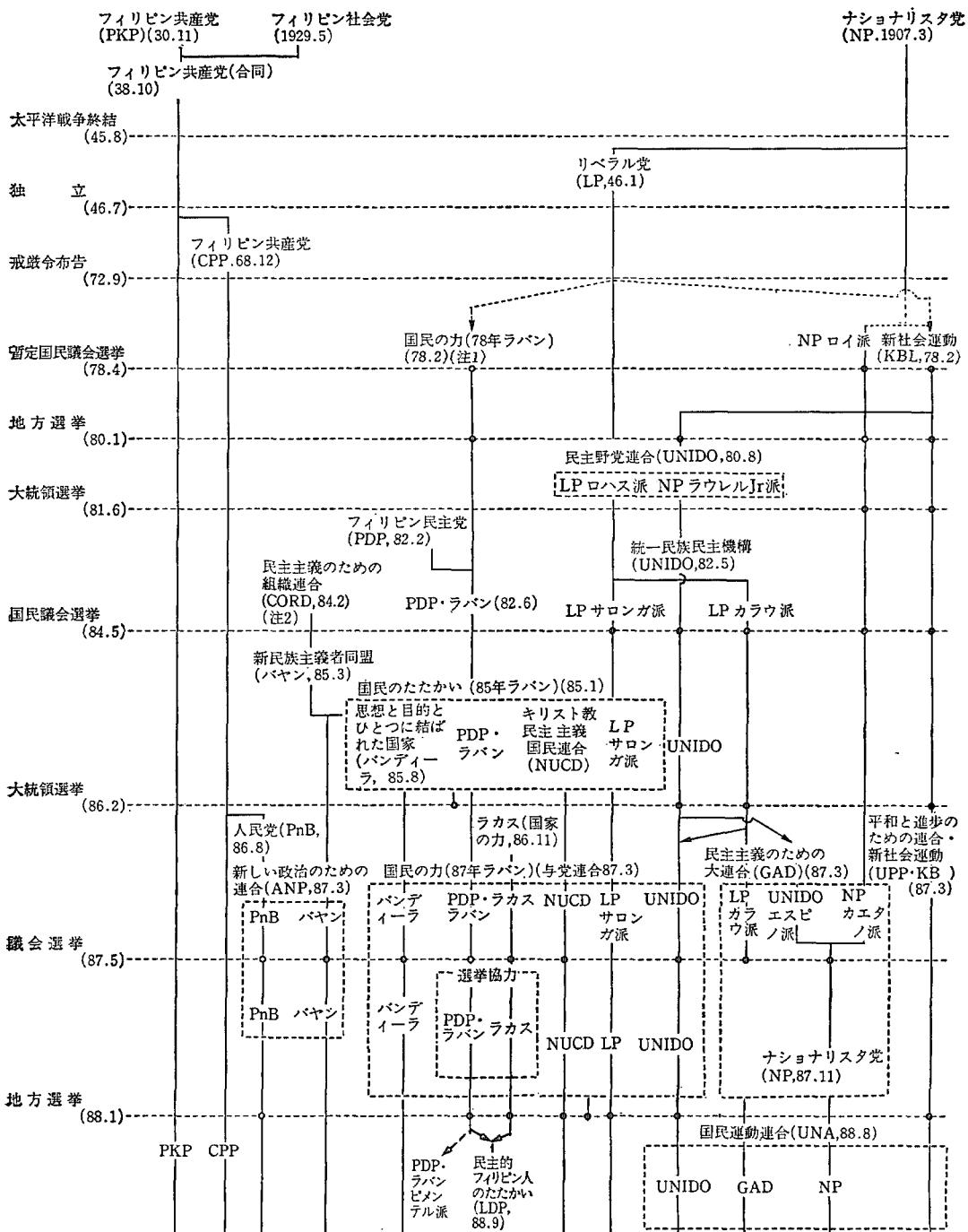
ビサヤ方面軍司令官 Jesus R. Hermosa (准将)

南部方面軍司令官 Manuel L. Cacanando (少将)

首都圏防衛軍司令部(NCRDC)司令官 Rodolfo G. Biazon (准将)

(注) \*印は議会任命委員会が未承認。

### ③ 主要政党・政治団体（1988年12月現在）



(注) 印は選挙参加を示す。 (1)ベニグノ・アキノは1978年2月にラカス・ナン・バヤン(国民の力)を結成した。以後この党およびこの党と併合もしくは連合した政党グループを、本表では、それぞれの時点で78年ラバン、85年ラバン、87年ラバンと整理した。 (2)参加組織は JAJA(アキノに正義を、すべての者に正義を)、ATOM(8月21日運動)、NAEJFD(正義・自由・民主主義のための民族主義者連合)。(野沢勝美作成)

## ④ 州知事名簿 (73州, 2準州)

(1988年1月地方選挙で選出)

## I イロコス地方

Abra	Vicente P. Valera
Benguet	Andres R. Bugnosen
Ilocos Norte	Rodolfo C. Farinas
Ilocos Sur	Evaristo C. Singson

La Union	Joaquin L. Ortega
Pangasinan	Rafael M. Colet
Mt. Province	Maximo Dalog

## II カガヤン渓谷地方

Batanes	Telesforo F. Castillejos
Cagayan	Rodolfo E. Aguinaldo
Ifugao	Benjamin B. Cappleman
Isabela	Faustino N. Dy
Kalinga-Apayao	Lawrence B. Wacnang
Nueva Vizcaya	Patricio G. Dumlao
Quirino	Mariano J. Pimentel

## III 中部ルソン地方

Bataan	Leonardo B. Roman
Bulacan	Roberto A. Pagdanganan
Nueva Ecija	Eduardo L. Joson
Pampanga	Bren Z. Guiao
Tarlac	Mariano Un. Ocampo III
Zambales	Amor D. Deloso

## IV 南部タガログ地方

Aurora	Eunice G. Cucueco
Batangas	Vicente A. Mayo
Cavite	Juanito R. Remulla
Laguna	Felicísimo T. San Luis
Marinduque	Luisito M. Reyes
Occidental Mindoro	Pedro Medalla, Jr.
Oriental Mindoro	Benjamin I. Espiritu
Palawan	Victoriano J. Rodriguez
Quezon	Eduardo T. Rodriguez
Rizal	Reynaldo R. San Juan
Romblon	Jose M. Madrid

## V ピコール地方

Albay	Romeo B. Salalima
Camarines Norte	Casimiro A. Padilla, Jr.
Camarines Sur	Luis R. Villafuerte
Catanduanes	Leandro I. Verceles
Masbate	Emilio Espinosa, Jr.
Sorsogon	Juan Frivaldo

## VI 西部ビサヤ地方

Aklan	Corazon L. Cabagnot
Antique	Jovito C. Plameras, Jr.
Capiz	Jose E. Borda
Iloilo	Simplicio C. Grino
Negros Occidental	Daniel L. Lacson, Jr.
Guimaras (準州)	Catalino G. Nava

## VII 中部ビサヤ地方

Bohol	Constancio C. Torralba
Cebu	Emilio M. R. Osmeña
Negros Oriental	Emilio C. Macias II
Siquijor	Ben P. Aquino

## VIII 東部ビサヤ地方

Biliran (準州)	Jose Gonzales
Leyte	Leopoldo E. Petilla (代行)
Southern Leyte	Oscar K. Tan
Eastern Samar	Lutgardo B. Barbo
Northern Samar	Harlin C. Abayon
Samar	Anonio Bolastig

## IX 西部ミンダナオ地方

Basilan	Gerry Ajul Salapuddin
Sulu	Tupay T. Loong
Tawi-Tawi	Hadjiril D. Matba
Zamboanga del Norte	Isagani S. Amatong
Zamboanga del Sur	Aavier Ariosa

## X 北部ミンダナオ地方

Agusan del Norte	Eduardo L. Rama, Sr.
Agusan del Sur	Ceferino S. Paredes, Jr.
Bukidnon	Ernesto N. Tabios
Camiguin	Antonio A. Gallardo
Misamis Occidental	William L. Chiongbian
Misamis Oriental	Vicenio Y. Emano
Surigao del Norte	Moises E. Ecleo

## XI 南部ミンダナオ地方

Davao del Norte	Prospero S. Amatong
Davao del Sur	Douglas Ra. Casas
Davao Oriental	Leopoldo N. Lopez
South Cotabato	Ismael D. Sueno
Surigao del Sur	Salvacion C. Cejoco

## XII 中部ミンダナオ地方

Cotabato	Rosario P. Diaz
Lanao del Norte	Francisco Abalos
Lanao del Sur	Saidamen B. Pangarungan
Maguindanao	Zacaria A. Candao
Sultan Kudarat	Nasthur R. Gumawa

(出所:自治省資料)

## 5 市・町長名簿 (60市、マニラ首都圏13町)

(1988年1月地方選挙で選出)

## マニラ首都圏 (NCR)

Caloocan City	Macario A. Asistio, Jr.
Manila	Gemiliano C. Lopez, Jr.
Pasay City	Pablo Cuneta
Quezon City	Brigido Simon, Jr.
Las Piñas	Rosalino C. Riguera
Makati	Jejomar C. Binay
Malabon	Prospero I. Oreta
Mandaluyong	Benjamin S. Abalos
Marikina	Rodolfo B. Valentino, Sr.
Muntinlupa	Ignacio R. Bunye
Navotas	Felipe del Rosario, Jr.
Parañaque	Walfrido N. Ferrer
Pasig	Mario Si. Raymundo
Pateros	Cesar M. Borja
San Juan	Adolfo E. Sto. Domingo
Taguig	Rodolfo de Guzman
Valenzuela	Santiago de Guzman

## I イロコス地方

Dagupan City	Liberato L. Reyna
Laoag City	Ernesto L. Tamayo
San Carlos City	Douglas D. Soriano

## II カガヤン渓谷地方

Baguio City	Ramon L. Labo, Jr.
-------------	--------------------

## III 中部ルソン地方

Angeles City	Antonio A. Abad Santos
Cabanatuan City	*
Olongapo City	Richard J. Gordon
Palayan City	Pacifico M. Fajardo
San Jose City	Amor V. Belena

## IV 南部タガログ地方

Batangas City	Eduardo Dimacuha
Cavite City	Julian C. Medina, Jr.
Lipa City	Ruben L. Umali
Lucena City	Cesar F. Zaballero
Puerto Princesa City	Felixberto R. Oliveros, Jr.

## V ピコレル地方

Iriga City	Jose C. Villanueva
Legaspi City	Benjamin S. Imperial
Naga City	Jesse M. Robredo

## VI 西部ビサヤ地方

Bacolod City	Alfredo L. Montelibano, Jr.
Bago City	Manuel Y. Torres
Cadiz City	Rowena V. Guanzon
Iloilo City	Rodolfo T. Ganzon
La Carlota City	Juancho G. Aguirre
Roxas City	Juliano A. Alba
San Carlos City	Tranquilino B. Carmona
Silay City	Ramon L. Jison

## VII 中部ビサヤ地方

Bais City	Genaro B. Goni
Canlaon City	Jose B. Cardenas
Cebu City	Tomas Dela Rama Osmeña
Danao City	Ramon M. Durano, Sr.
Dumaguete City	Agustin R. Perdices
Lapu-Lapu City	Maximo V. Patalinjug, Jr.
Mandaue City	Alfredo M. Ouano, Jr.
Tagbilaran City	*
Toledo City	Elisa G. San Juan

## VIII 東部ビサヤ地方

Calbayog City	Roberto R. Rosales
Ormoc City	Ma. Victoria L. Loesin
Tacloban City	Uldarico E. Mate

## IX 西部ミンダナオ

Dapitan City	James A. Adasa
Dipolog City	Roseller L. Barinaga
Pagadian City	Benjamin F. Arao
Zamboanga City	Vitaliano D. Agan

## X 北部ミンダナオ地方

Butuan City	Guillermo R. Sanchez
Cagayan de Oro City	Pablo P. Magtajas
Gingoog City	Arturo S. Lugod
Oroquieta City	Percival B. Catane
Ozamis City	Jesus E. Sanciangco, Jr.

## XI 南部ミンダナオ地方

Davao City	Rodrigo R. Duterte
General Santos City	Rosalita T. Nunez

## XII 中部ミンダナオ地方

Cotabato City	Loduvico Badoy
Iligan City	Camilo Cabilio
Marawi City	Aim Mahid M. Mutilan

(注) \*原資料に記載なし。

(出所) 自治省資料

# 主要統計 フィリピン 1988年

349

第1表 産業別国内総生産

第2表 法定最低賃金

第3表 産業別就業者数

第4表 消費者物価指数

第5表 主要産業の生産状況

第6表 通貨供給高

第7表 中央政府現金勘定

第8表 投資委員会承認国別直接投資

第9表 株式会社・組合の払込資本

第10表 國際収支

第11表 10大輸出入品

第12表 最終用途別輸入構成

第13表 相手国別輸出入額と比率

第14表 対外債務残高

(使用記号: — 該当なし, … 不明, 0 ゼロ・極少)

対米為替レート (1米ドル=ペソ)

年	1970	1975	1980	1981	1982	1983	1984	1985	1986	1987	1988
ペソ	5.904	7.248	7.511	7.900	8.540	11.113	16.699	18.607	20.386	20.568	21.095

第1表 産業別国内総生産 (1972年価格)

	価額 (100万ペソ)			対前年増加率(%)		構成比 (%)		
	1986	1987	1988*	1987	1988*	1986	1987	1988*
農林漁業	27,110	26,834	27,752	-1.0	3.4	29.7	28.1	27.3
鉱業	1,558	1,521	1,610	-2.4	5.9	1.7	1.5	1.6
製造業	21,717	23,168	25,192	6.7	8.7	23.8	24.3	24.7
建設業	3,382	3,964	4,470	17.2	12.8	3.7	4.2	4.4
電気・ガス・水道業	1,723	1,908	2,009	10.7	5.3	1.9	2.0	2.0
運輸・通信・倉庫業	5,105	5,251	5,574	2.9	6.2	5.6	5.5	5.5
商業	14,337	15,153	15,901	5.7	4.9	15.8	15.9	15.6
融資・不動産業	4,831	5,832	6,294	20.7	7.9	5.3	6.1	6.2
サービス業	11,401	11,803	12,956	3.5	9.8	12.5	12.4	12.7
国内総生産	91,164	95,434	101,758	4.7	6.6	100.0	100.0	100.0
海外からの純要素所得	-1,676	-666	-646	60.3	3.0	—	—	—
国民総生産	89,488	94,768	101,112	5.9	6.7	—	—	—
間接税マイナス補助金	7,553	9,469	8,068	25.4	-14.8	—	—	—
資本減耗引当金	9,966	9,870	9,600	-1.0	-2.7	—	—	—
国民所得	71,969	75,429	83,444	4.8	10.6	—	—	—

(注) \*12月現在推計。

(出所) National Statistical Coordination Board, *The National Income Accounts of the Philippines, 1988年12月。*

第2表 法定最低賃金\*

	名目賃金				実質賃金 (1978年価格)			
	非農業		農業		非農業		農業	
	マニラ首都圏	マニラ首都圏外	プランテーション	非プランテーション	マニラ首都圏	マニラ首都圏外	プランテーション	非プランテーション
1972	8.00	8.00	4.75	4.75	16.23	17.35	10.30	10.30
1973	8.00	8.00	4.75	4.75	14.23	14.84	8.81	8.81
1974	9.98	9.98	6.73	6.73	13.31	13.78	9.30	9.30
1975	10.65	10.65	7.13	7.13	13.13	13.81	9.25	9.25
1976	12.81	11.73	9.56	8.48	14.86	13.87	11.30	10.02
1977	15.18	14.10	11.93	10.85	16.33	15.14	12.81	11.65
1978	16.27	15.18	13.02	11.93	16.28	15.19	13.03	11.94
1979	23.19	22.11	19.15	14.90	19.45	18.87	16.34	12.71
1980	29.85	28.76	24.70	18.67	—	—	—	—
1981	31.82	30.74	26.18	19.65	—	—	—	—
1982	31.82	30.74	26.18	19.65	—	—	—	—
1983	37.84	36.76	30.82	23.04	17.81	18.16	15.22	11.38
1984	57.00	56.00	39.66	29.92	17.16	16.83	14.08	10.72
1985	57.08	56.00	46.67	35.67	16.22	15.87	13.23	10.11
1986	57.08	56.00	46.67	35.67	15.41	15.90	13.12	10.12
1987	69.33	69.33	58.50	47.12	16.81	18.42	15.55	12.52
1988	69.33	69.33	58.50	47.12	16.12	17.78	15.00	12.08

(注) \*各年末数値。基本最低賃金、緊急生活手当を含む。

(出所) National Wages Council, *Philippine Statistical Yearbook, 1988.*

第3表 産業別就業者数

(単位:1,000人)

	1980 第3四半期	1981 第3四半期	1982 第3四半期	1983 第3四半期	1984 第3四半期	1985 第3四半期	1986 第3四半期	1987 第3四半期
農業・漁業・林業	8,453	8,928	8,920	9,880	9,740	9,698	10,289	9,940
鉱業・採石	94	80	74	102	138	128	150	146
製造業	1,743	1,807	1,741	1,887	1,931	1,922	1,905	2,059
電気・ガス・水道	58	66	53	78	81	73	62	61
建設	588	592	604	697	759	684	629	759
卸売・小売業	1,660	1,956	1,915	2,197	2,437	2,611	2,814	2,857
運輸・倉庫・通信	732	734	758	831	874	931	841	946
金融・保険・不動産	336	324	383	356	368	342	390	386
公務員	2,693	2,960	2,922	3,184	3,304	3,408	3,516	3,621
その他の	6	4	—	—	1	0	0	0
合計	16,434	17,452	17,371	19,212	19,632	19,801	20,595	20,795
失業率	5.0	5.3	6.0	5.4	6.2	7.1	6.7	9.4

(注) 15歳以上の労働力人口を対象とした総合世帯調査(ISH)による。なお、1987年第3四半期に失業率が上昇したが、これは同調査の対象期間がそれまでの当該四半期全期間から当該四半期中の1週間に変更されたことによる。

(出所) National Census and Statistics Office (NCSO), Philippine Statistical Yearbook, 1988, ほか。

第4表 消費者物価指数(1978=100)

&lt;全国&gt;

&lt;マニラ首都圏&gt;

年	全品目	食品	衣類	住宅	光熱水道	サービス	その他	年	全品目	食品	衣類	住宅	光熱水道	サービス	その他
1979	117.5	115.6	117.9	118.3	127.6	121.1	119.1	1979	119.3	118.8	114.8	114.5	127.7	125.6	118.6
1980	138.9	132.9	144.2	137.4	173.8	152.1	139.8	1980	141.5	136.9	142.5	125.6	177.6	161.0	138.2
1981	157.1	149.8	162.0	154.7	211.5	171.2	153.8	1981	158.7	153.8	154.3	140.0	205.4	184.6	149.6
1982	173.2	162.5	178.2	180.5	240.0	192.9	165.9	1982	176.2	165.9	179.0	163.9	229.6	208.3	163.1
1983	190.5	176.5	194.5	200.3	281.6	216.8	180.6	1983	195.3	179.8	206.0	191.9	261.9	224.7	185.6
1984	286.4	271.4	303.7	266.6	426.8	311.9	278.0	1984	291.5	279.9	328.8	253.6	394.8	309.7	296.5
1985	352.6	332.2	387.3	334.3	548.3	366.0	345.6	1985	351.9	329.0	407.0	317.9	556.5	361.3	351.2
1986	355.3	329.1	404.5	358.9	511.0	376.9	360.5	1986	370.5	342.4	433.5	362.1	554.1	375.3	365.6
1987	368.7	343.0	416.9	376.8	520.1	389.1	371.4	1987	395.5	364.6	468.8	400.2	593.0	392.1	378.8

(出所) NCSO, Philippine Statistical Yearbook, 1988.

第5表 主要産業の生産状況

			1982	1983	1984	1985	1986	1987
農業	食糧	粗米(1,000トン) とうもろこし(1,000トン)	8,121.7 3,290.2	7,730.5 3,125.9	7,840.9 3,346.2	8,200.1 3,438.8	9,097.0 3,922.0	8,957.8 4,015.0
農業	商品作物	ココナツ(1,000トン) 粗糖(分蜜糖)(1,000トン) バナナ(1,000トン) 丸太(1,000m³)	3,785.5 2,440.1 4,077.5 4,589.0	3,381.6 2,457.6 3,886.3 4,468.0	2,921.9 2,320.6 3,818.9 3,872.0	2,964.8 1,718.3 3,697.8 3,568.0	3,162.4 1,515.6 3,820.2 3,434.0	3,262.5 1,337.2 3,755.2 4,142.0
鉱業		金(トン) 銀(トン) ニッケル(1,000トン) クロム鉱石(1,000トン) 銅(地金, 1,000トン)	26.0 61.7 19.6 32.1 292.1	26.1 56.7 13.9 26.7 271.4	25.7 49.0 13.6 25.9 233.4	33.1 52.4 28.2 27.2 222.2	35.4 51.5 12.7 20.2 217.0	— — — — —
	発電量	(100万kWh)	17,413	18,682	18,825	18,738	19,254	20,958

(注) \*作物年度(7~6月, 粗糖は9~8月)。丸太のみ曆年。

(出所) Central Bank, NCSO ほか。

第6表 通貨供給高

(単位: 100万ペソ)

	流通通貨	要求払預金	通貨供給 (M <sub>1</sub> )	準 通 貨			(M <sub>2</sub> )	預金代替	(M <sub>3</sub> )
				合 計	普通預金	定期預金			
1980	10,174.6	12,362.9	22,537.5	32,894.3	19,529.9	13,364.4	55,431.8	12,371.4	67,803.2
1981	11,625.8	11,898.5	23,524.3	42,114.8	24,198.3	17,916.5	65,639.1	16,452.2	82,091.3
1982	12,680.2	10,815.2	23,495.4	55,207.8	28,919.3	26,288.5	78,703.2	16,565.6	95,268.8
1983	19,607.3	12,882.0	32,489.3	63,366.5	34,089.7	29,276.8	95,855.8	17,106.3	112,962.1
1984	21,797.9	11,831.5	33,629.4	78,310.1	38,189.9	38,120.2	109,939.5	11,275.7	121,215.2
1985	24,066.1	11,760.5	35,826.6	88,447.4	46,412.5	42,034.9	124,274.0	8,608.5	132,882.5
1986	29,311.0	13,346.2	42,657.2	93,608.2	60,557.1	33,051.1	136,249.9	4,874.5	141,139.9
1987	35,451.9	16,538.5	52,090.2	103,536.4	70,632.5	32,903.9	155,626.6	3,605.4	159,232.0
1988.3	32,835	18,683	51,518	109,422	72,426	36,996	160,940	3,377	164,317
6	30,681	19,314	49,995	116,686	76,365	40,321	166,681	3,363	170,044
9*	31,766	17,585	49,351	121,652	79,606	42,046	171,003	2,632	173,635

(注) 1981年以降は改訂のため、80年以前と整合しない。\*暫定値。

(出所) Central Bank, *Quarterly Report*, 各期版。

第7表 中央政府現金勘定

(単位: 100万ペソ)

	1980	1981	1982	1983	1984	1985	1986	1987	1988
収 入	34,870	40,530	38,267	46,642	57,150	68,961	79,245	109,529	122,442
税 収	31,270	36,019	33,841	39,816	50,007	61,190	65,491	82,322	94,951
そ の 他	3,600	4,511	4,426	6,826	7,143	7,771	13,754	27,207	27,491
支 出	38,359	46,560	52,610	53,062	67,145	80,148	108,056	131,382	144,950
経 常 支 内	25,840	28,890	31,746	34,522	43,555	55,275	70,950	102,413	112,521
資 本 支 出	11,843	17,610	18,646	16,148	13,535	23,195	22,040	20,353	24,457
純 貸 付	676	929	2,218	2,394	10,055	1,678	15,066	8,616	7,972
予 算 余 剰	-3,489	-4,511	-14,343	-6,420	-9,995	-11,187	-28,811	-21,853	-22,508
金 融 勘 定	3,496	5,970	10,152	11,019	18,080	12,958	22,959	79,179	8,303
国 外 純 借 入	2,147	4,393	10,152	11,019	18,080	-340	3,179	2,454	-719
国 内 純 借 入	1,349	1,577	—	—	—	13,298	19,780	76,725	9,022
現 金 勘 定 増 減	7	1,459	-4,191	4,599	8,085	1,771	-5,852	57,326	-14,205

(出所) Office of Budget and Management, *Philippine Statistical Yearbook, 1988*.

第8表 投資委員会承認国別直接投資

(単位:1,000ペソ)

	1980	1981	1982	1983	1984	1985	1986	1987
内 国 法 人	2,500,764	3,549,197	4,478,972	2,239,487	2,213,759	2,251,046	1,552,528	4,932,820
外 国 法 人	1,775,675	1,992,154	2,182,744	2,977,809	3,900,520	2,449,608	1,593,750	3,427,342
ア メ リ カ	283,419	495,869	1,031,737	2,028,935	1,708,820	1,087,396	457,535	739,975
日 本	366,063	225,460	117,071	56,420	568,118	485,324	454,504	591,345
香 港	1,547	3,035	11,847	47,718	168,393	63,022	149,024	569,633
台 湾	1,685	2,859	729	5,172	13,162	12,854	7,183	186,022
韓 国	1,970	5,337	992	3,460	7,511	7,156	694	14,920
シンガポール	2,410	55,105	19,223	13,436	41,098	31,872	5,428	18,378
ナ ヴ ル	—	308,085	516,000	—	124,353	—	67,646	—
中 国	37,995	41,677	36,033	47,879	43,255	111,895	38,236	169,425
西 ド イ ツ	213,041	35,085	120,458	64,618	75,069	17,470	8,732	14,443
イ ギ リ ス	137,329	295,096	121,775	60,097	33,910	354,895	133,250	210,374
オ ラ ン ダ	262,594	247,043	79,638	57,011	456,134	115,354	2,388	164,856
オーストラリア	15,473	54,864	20,236	61,126	23,393	8,351	7,036	44,197
そ の 他	452,149	222,639	329,644	531,937	637,304	154,019	262,096	703,774
合 計	4,276,439	5,541,351	6,661,716	5,217,296	6,114,279	4,700,654	3,146,278	8,360,162

(出所) Board of Investments.

第9表 株式会社・組合の払込資本

(単位:1,000ペソ)

	1985		1986		1987	
	法 人 数	投 資 額	法 人 数	投 資 額	法 人 数	投 資 額
I. 新設企業払込資本	7,493	2,130,317	8,341	1,685,067	11,589	3,306,368
A. 株 式 会 社	5,311	2,081,567	6,016	1,632,902	8,291	3,232,549
1. 内 国 法 人	5,300	2,068,958	6,002	1,621,299	8,267	3,205,411
a. 株 式 会 社	4,269	1,891,140	5,003	1,464,608	7,057	2,995,530
100% 比 人	3,819	1,747,521	4,527	1,311,454	6,331	2,223,926
外 資 参 加	450	143,619	476	153,154	726	771,604
b. 組 合	1,031	177,818	999	156,691	1,210	209,881
100% 比 人	952	157,345	855	141,977	1,110	182,965
外 資 参 加	79	20,473	144	14,714	100	26,916
2. 外 国 法 人	11	12,609	14	11,603	24	27,138
B. 非 株 式 法 人	2,179	47,130	2,315	46,133	3,287	67,072
1. 内 国 法 人	2,174	47,130	2,311	46,133	3,279	67,072
2. 外 国 法 人	5	—	4	—	8	—
C. 支店・代表事務所	3	1,620	10	6,032	11	6,747
II. 既存企業純増資	—	2,107,277	—	2,426,030	—	3,334,749
1. 株 式 会 社	—	2,109,836	—	2,433,453	—	3,341,857
増 資	596	4,458,279	576	3,023,352	742	4,938,077
減 資	7	-614,180	9	-129,954	8	-274,289
解 散	114	-1,734,263	106	-459,945	152	-1,321,931
2. 組 合	—	-2,559	—	-7,423	—	-7,108
増 資	8	3,203	6	1,455	2	494
減 資	0	0	0	0	—	—
解 散	49	-5,762	59	-8,878	39	-7,602

(出所) Securities and Exchange Commission, Annual Investment Report, 各年版。

第10表 國際収支

(単位：100万ドル)

	1982	1983	1984	1985	1986	1987	1988 <sup>1)</sup>
A. 貿易収支	-2,646	-2,482	-679	-482	-202	-1,017	-1,085
輸出	5,021	5,005	5,391	4,629	4,842	5,720	7,074
輸入	7,667	7,487	6,070	5,111	5,044	6,737	8,159
B. 貿易外収受支	-1,040	-740	-855	26	757	-76	
支取	2,983	3,127	2,619	3,288 <sup>2)</sup>	3,791	3,497	
支払	4,023	3,867	3,474	3,262	3,034	3,573	
C. 移転収受支	486	472	236	379	441	554	
支取	498	483	237	388	445	556	
支払	12	11	1	9	4	2	
経常収支	-3,200	-2,750	-1,298	-77	996	-539	
D. 資本本期収支 <sup>3)</sup>	1,302	499	1,406	1,685	39	588	
資本流入 <sup>4)</sup>	1,548	1,392	539	2,787	815	242	
直接投資	2,533	2,336	1,308	3,962	2,545	2,437	
流出	985	944	769	1,175	1,730	2,195	
短期資本流出	17	112	-7	-9	140	205	
定期販賣	194	255	121	124	186	318	
定期販賣	177	143	128	133	46	113	
短期差異	-56	-618	623	-1,731	-814	52	
誤差	-207	-387	251	638	-102	89	
E. 貨幣差用	277	183	150	221	279	365	
F. SDR割当					0	0	
G. 再評価調整額				-15	-88	-72	-150
H. 送金不能額					560		
総合収支	-1,621	-2,068	243	2,301	1,242	264	516
金融勘定			-243	-2,301	-1,237		
金および外貨準備増減			-202	-253	-1,377		
その他の未送金額			-244	-738	130		
203			-1,310				
中央銀行外貨準備	2,543	864.7	886.1	1,061.1	2,459.0	1,958.7	2,058
商業銀行外貨準備				1,914.9		2,464.5	

(注) 1) 暫定。2) 米政府援助を含む。3) 中央銀行の外国借款に関する取引を除く。4) 1985, 86年はリスク後の長期資本流入額。

(出所) Central Bank, Annual Report, 各年版, ほか。

第11表 10大輸出入品

(単位：100万ドル)

	輸出					輸入			
	1984	1985	1986	1987		1984	1985	1986	1987
ココナツ油	580.2	347.4	332.8	380.5	非電気機械	419.9	365.6	394.8	537.2
銅精鉱	114.8	84.5	89.9	109.1	石油、潤滑油	1,648.6	1,442.9	869.3	1,249.1
砂糖	307.6	168.7	86.8	60.3	輸送機器	238.5	67.5	78.0	148.4
エレクトロニクス	1,273.6	992.7	903.4	1,099.9	卑金属属	246.5	179.0	257.2	427.2
木材・丸太	194.3	129.7	129.7	154.6	電気機器	427.4	293.1	333.5	451.8
衣類	599.7	621.7	749.8	1,095.6	穀類、同製品	245.0	278.1	168.3	134.4
焼結鉄鉱	105.0	95.0	85.1	75.9	爆薬、化学製品*	315.6	308.4	364.3	496.4
バイナップル	87.1	88.8	83.5	86.3	繊維材料、衣類	225.7	215.5	299.5	404.7
金	104.3	100.0	139.9	90.5	化学生原料	237.6	219.3	272.1	332.4
バナナ	122.3	113.5	130.3	121.2	金属製造品	54.5	74.7	58.3	63.4
(10品目計)	(3,760.8)	(2,742.0)	(2,731.2)	(3,273.9)	(10品目計)	(3,914.1)	(3,444.1)	(3,095.3)	(4,245.0)
輸出総額	5,390.6	4,628.9	4,841.8	5,720.2	輸入総額	6,069.6	5,110.7	5,043.6	6,737.0

(注) \*肥料、医薬品を含む。

(出所) NSCO, Philippine Statistical Yearbook, 1988.

第12表 最終用途別輸入構成

(単位:100万ドル)

	合計	消費財	資本財	原材料・中間財		合計	消費財	資本財	原材料・中間財
1980	7,726.9	1,425.7	1,986.4	4,314.8	1984	6,069.6	1,835.6	1,149.3	3,104.2
1981	7,945.7	1,653.9	1,925.0	4,366.8	1985	5,110.7	1,584.8	787.6	2,738.3
1982	7,666.9	1,711.0	1,786.0	4,169.9	1986	5,043.6	1,643.9	863.9	2,535.6
1983	7,486.6	1,709.1	1,697.6	4,079.7	1987	6,737.0	2,019.1	1,210.4	3,507.5

(出所) NSCO, *Philippine Statistical Yearbook*, 1988.

第13表 相手国別輸出入額と比率

(単位:100万ドル)

年	アメリカ				日本				E C諸国 <sup>1)</sup>				ASEAN諸国 <sup>2)</sup>			
	輸入		輸出		輸入		輸出		輸入		輸出		輸入		輸出	
	価額	%	価額	%	価額	%	価額	%	価額	%	価額	%	価額	%	価額	%
1980	1,785.7	23.1	1,588.4	27.4	1,531.2	19.8	1,533.3	26.5	827.5	10.7	980.8	16.9	483.2	6.3	377.0	6.5
1981	1,784.6	22.5	1,740.5	30.4	1,494.1	18.8	1,250.5	21.9	819.0	10.3	924.3	16.2	538.3	6.8	412.2	7.2
1982	1,699.1	22.2	1,576.3	31.4	1,532.0	20.7	1,145.5	22.8	813.8	10.6	726.3	14.5	509.7	6.6	358.7	7.1
1983	1,739.1	23.3	1,799.6	36.0	1,266.0	16.9	1,015.0	20.2	879.9	11.8	816.0	16.3	671.1	9.0	352.8	7.0
1984	1,629.4	26.8	2,002.6	37.1	814.5	13.4	1,042.7	19.3	674.1	11.1	683.0	12.7	783.0	12.9	516.6	9.6
1985	1,273.3	24.9	1,618.3	35.0	734.5	14.4	874.6	18.9	425.0	8.3	630.8	13.6	754.0	14.8	530.8	11.5
1986	1,252.8	24.8	1,651.7	34.1	868.3	17.2	851.1	17.6	568.7	11.3	914.0	18.9	440.8	8.7	351.4	7.3
1987	1,485.3	22.0	1,976.2	34.5	1,121.2	16.6	981.5	17.2	781.9	11.6	1,089.2	19.0	687.4	10.2	507.3	8.9

(注) 1) 1985年からはギリシャ、1986年からはスペイン、ポルトガルを含む。2) 1984年からはブルネイを含む。

(出所) NSCO, *Philippine Statistical Yearbook*, 1988.

第14表 対外債務残高

(単位:100万ドル)

	1986年12月31日				1987年12月31日				1988年6月30日			
	短期		中長期	合計	短期		中長期	合計	短期		中長期	合計
	貿易	非貿易			貿易	非貿易			貿易	非貿易		
総 計	4,764	614	22,878	28,256	3,552	240	24,857	28,649	4,475	486	23,514	28,475
通貨部門	2,289	299	7,317	9,905	1,726	221	6,926	8,873	2,097	290	7,410	9,797
1.商業銀行	533	277	1,934	2,744	694	198	1,477	2,369	659	268	1,918	2,845
政 府	65	209	599	873	109	164	190	463	102	180	595	877
民 間	468	68	1,335	1,871	585	34	1,287	1,906	557	88	1,323	1,968
外銀支店	57	45	1,042	1,144	83	13	1,050	1,146	91	76	1,047	1,214
国内銀行	411	23	293	727	502	21	237	760	466	12	276	754
2.中央銀行	1,756	22	5,383	7,161	1,032	23	5,449	6,504	1,438	22	5,492	6,952
非通貨部門	1,929	315	15,561	17,805	1,665	19	17,931	19,615	2,135	196	16,104	18,435
1.公的部門	417	12	13,204	13,633	582	4	15,198	15,784	485	5	13,611	14,101
2.民間部門	1,512	303	2,357	4,172	1,083	15	2,733	3,831	1,650	191	2,493	4,334
赤色約款前貸	546	—	—	546	161	—	—	161	243	—	—	243
1.公的部門	162	—	—	162	0	—	—	0	25	—	—	25
2.民間部門	384	—	—	384	161	—	—	161	218	—	—	218

(出所) Central Bank, *Quarterly Report*, 各期版。